



平成30年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

平成30年5月

(平成31年3月変更)

目 次

ページ

I	第4次計画における基本事項	
1	基本的な考え方	1
2	計画の目標	1
3	管理の考え方	1
4	管理事業の進め方	2
II	平成29年度の事業実施状況	
1	群れの管理	4
2	被害防除対策	9
3	生息環境整備	16
4	モニタリング	17
5	その他	24
III	平成30年度事業実施計画	
1	群れの管理	25
2	被害防除対策	34
3	生息環境整備	39
4	モニタリング	40
5	その他	41
6	群れごとの実施計画	42
IV	参考資料	109

I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンザル管理計画：計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日)

1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組みにより、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組みの成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、第4次計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方に沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

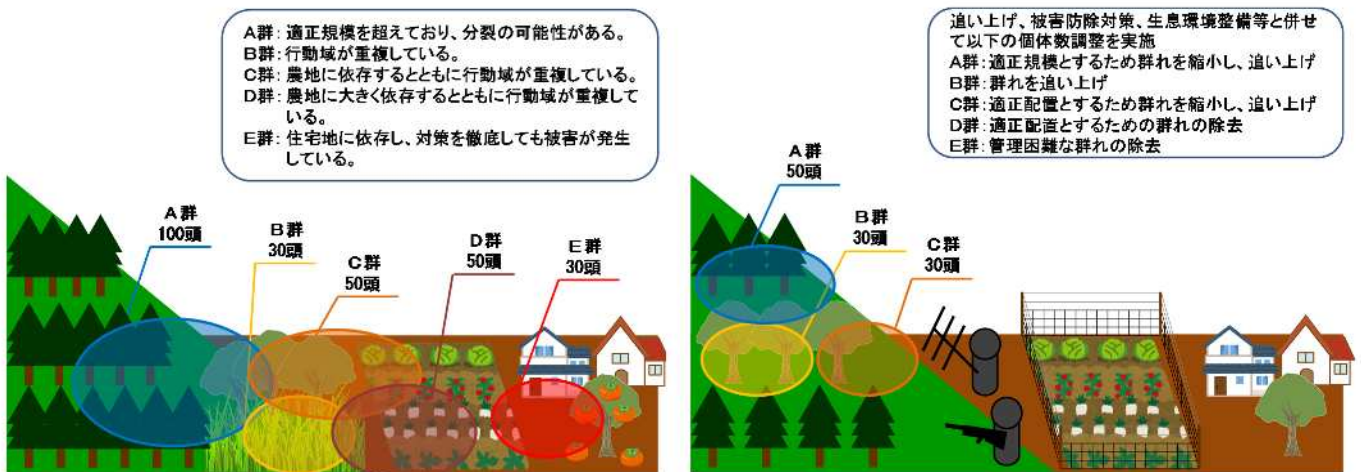
事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

<現 状>

<目 標>



4 管理事業の進め方

(1) 管理事業を組み合わせて実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(3) 実施体制

ア 県の取り組み

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被

害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

イ 市町村の取組み

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせ、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組み

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村、県及び農業者団体等は、地域ぐるみの取組みを実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組みが自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

II 平成29年度の実施状況

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）及び、平成29年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画（平成29年7月策定）に基づき、平成29年度の事業を次のとおり実施した。

1 群れの管理

（1）群れ管理の計画に基づく取組み実施

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとに個体数調整、追い上げの取組みを実施した。

ア 西湘地域個体群

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進した。特にS群、H群については、関係市町と協議し、群れ管理に向けた取組みを取りまとめた。
- ・ 各群れについて、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げ実施に向け、H群を対象としてGPSを活用した追い上げを試行した。
- ・ 地域個体群の維持を図りつつ、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施した。
- ・ 静岡県、熱海市及び湯河原町と連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報交換等を行った。

イ 丹沢地域個体群

- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数、目標年度を群れ別に定め個体数調整を実施した。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについては、追い上げ方向等を予め調整するなど、隣接市町村で連携して追い上げに取組みんだ。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取組みんだ。

ウ 南秋川地域個体群

- ・ 追い上げ及び追い払いを効果的に進めるための個体数調整を実施した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取組みんだ。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、東京都、山梨県及び関係市町村と連絡会議を開催し、近隣の群れの状況や対策の実施状況についての情報交換等を行った。

（2）個体数調整

平成29年度は、適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小・除去、管理困難な群れの除去を目的として、次のとおり個体数調整を実施した。

個体数調整は、原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなによる捕獲が困難な場合に、性年齢を識別した銃器等による捕獲を実施した。個体数調整の継続により群れの性比に偏りが生じてしまった場合など、群れ管理の上で必要な場合などに、オトナメスの捕獲を実施した。

伊勢原市の子易群は、はこわなによる捕獲に加え、多頭捕獲わなでの捕獲や GPS 発信器を活用した銃器捕獲により、平成 30 年 2 月に群れの除去に至った。

表 1 個体数調整の実施結果

目的	地域 個体群	群れ・集団名	H29 計画数	捕獲数等 (注1)	放獣数 (外数)	H28許可捕 獲分(注2)
適正規模とするための群 れの縮小・維持	西湘	T1	8	3	-	-
	丹沢	川弟分裂群	20	1	-	-
		半原群	3	0	1	-
		鐘ヶ嶽群	0	-	1	2
		日向群	16	8	-	-
	南秋川	K 1 群	18	13【9】	-	-
		K 3 群	25	18【1】	1	-
		K 4 群	10	8	1	-
	小計		100	51	4	2
	適正配置とするための群 れの縮小	西湘	H群	15	7(1)	3
丹沢		川弟群	11	0	-	-
南秋川		K 2 群	20	14	-	-
小計			46	21	3	3
適正配置とするための群 れの除去	丹沢	ダムサイト分 裂群	20(注3)	2	1	-
		片原群	16(注3)	6(1)	-	-
		鳶尾群	46(注3)	41	-	-
		経ヶ岳群	21	22(1)	1	-
		煤ヶ谷群	18	20(3)	-	-
		高森集団	3(注3)	-	-	-
		子易群	10(注3)	12	-	1
		大山群	32(注3)	22	1	-
	小計		166	125	3	1
管理困難な群れの除去	西湘	S群	18(注3)	15(2)	6	-
	小計		18	15	6	-
合計			330	212	16	6

注1) 表中()は交通事故数、自然死亡数で内数、【 】は上野原市の捕獲数で内数。

注2) 平成29年度実施計画策定前の許可による捕獲数で、外数。

注3) 上記頭数の他、平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とした。

注4) 上野原市ではカウント前にK1かK3に属するオトナオス1頭、オトナメス4頭、カウント後にもオトナオス1頭を捕獲したが、群れの判別を行っていないため不明として除外した。丹沢湖群ではコドモ1頭が交通事故で死亡した。

表 2 銃器を用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
小田原市	S群 H群	発信器により群れの位置を確認し、安全な捕獲が可能と従事者が判断する場所で、装薬銃による

		捕獲を実施した。性年齢の判別は、判別の研修を受講した従事者が行った。 【H29年度実績 S群3頭、H群2頭】
相模原市	ダムサイト分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	人家がないエリアで、発信器により群れの位置を確認し、安全な捕獲が可能と従事者が判断する場所で、装薬銃による捕獲を実施した。性年齢の判別は、同行する専門業者が行った。 【H29年度実績 ダムサイト分裂群1頭、K2群1頭】
清川村	片原群	発信器により群れの位置を確認し、安全な捕獲が可能と従事者が判断する場所で、装薬銃による捕獲を実施した。性年齢の判別は、判別の研修を受講した従事者が行った。 【H29年度実績 片原群1頭】
伊勢原市	子易群、大山群、日向群、煤ヶ谷群	はこわなを設置している場所のうち、銃器の使用の安全性が確保できる場所において、専門業者が性年齢を識別したうえで銃器による捕獲を実施した(必要に応じて餌付けを行い、捕獲実施地点にサルを誘引した)。 【H29年度実績 子易群3頭、大山群6頭】

表3 オトナメスの捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
小田原市	S群	除去の過程での分裂をできるだけ回避するため、群れの中心ではないオトナメスから優先的に捕獲した。 【H29年度実績 6頭】
	H群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲に取り組んだ。 【H29年度実績 1頭】
湯河原町	T1群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲に取り組んだ。 【H29年度実績 0頭】
相模原市	ダムサイト分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群、川弟分裂群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲に取り組んだ。 【H29年度実績 ダムサイト分裂群1頭、K3群

		2頭、K 4群1頭、】
清川村	片原群	捕獲後の群れの行動から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲に取り組んだ。 【H29年度実績 1頭】
厚木市	鳶尾群 経ヶ岳群 煤ヶ谷群	捕獲後の群れの行動から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行った。 【H29年度実績：鳶尾群8頭、経ヶ岳群1頭】
伊勢原市	日向群 大山群 子易群	捕獲後の群れの行動、外見的特徴から、群れの維持に関わらないと判断できる個体から選択的捕獲を行った。 【H29年度実績：大山群6頭、子易群4頭】

表4 麻酔銃を用いた捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
小田原市	S群	麻酔銃の使用が安全と確認できる場所において、専門業者により捕獲を実施した。 【H29年度実績 1頭】

表5 囲いわなを用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
清川村	片原群	山林に近接する平坦地に囲いわなを設置し、捕獲に至った。 【H29年度実績 3頭】
小田原市	S群	山林に近接する平坦地に囲いわなを設置し、餌付けを続け、捕獲に至った。 【H29年度実績 7頭】

表6 多頭捕獲わなを用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
伊勢原市	子易群	平成27年度より引き続き、山林に近接する平坦地に多頭捕獲わなを設置し、餌付けを続け、捕獲に至った。 【H29年度実績 6頭】

(3) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等により追い上げを実施した。

追い上げ実施により、農地・人家への出没が減少したり、行動域を変えたりする事例もある

一方で、例年よりも出没が少なく、群れの縮小のための個体数調整が進まず、追い上げ実施に至らなかったケースや、追い払い用具への馴れがあり戻ってきてしまうケースもあった。

(4) 県内における新たな群れ管理の取組み

銃器を用いた捕獲や、多頭捕獲わな(ICT捕獲檻)、囲いわなによる捕獲、GPS発信機を活用した捕獲や追い上げなど、県内における新たな群れ管理を行った。

ア S群に関する取組み 小田原市

小田原市板橋地区を中心に行動する17頭(平成29年8月現在)の群れであり、平成29年度事業実施計画において、「管理困難な群れ」として除去に向けた取組みが行われた。

小田原市は、はこわなによる捕獲を実施する一方、平成29年12月から板橋地区のS群の移動ルートに囲いわなを設置し、12月23～25日にかけて7頭を捕獲した。

また、小田原市は、性年齢識別のための講習会を受講した捕獲従事者による銃器捕獲を実施し、平成30年2月と3月に合わせて3頭を捕獲した。

加えて、専門業者による麻酔銃捕獲を実施し、平成30年3月に1頭を捕獲した。

なおS群では、県がGPSを活用してインターネット上で定期的に群れの位置を確認できるシステムを運用している。このシステムは、市が行う取組みの中で、捕獲を行う場所の選定や泊まり場の把握に活用している。

イ H群に関する取組み 小田原市

小田原市片浦地区を中心に行動する35頭(平成29年9月現在)の群れであり、平成29年度事業実施計画において、「適正配置に向けた群れの縮小」を図る群れとして、追い上げを円滑に行うための個体数調整が行われている。

小田原市は、平成29年度に、はこわなによる捕獲を実施する一方で、新たに性年齢識別のための講習会を受講した従事者による銃器捕獲を実施し、加害性の高いオトナオスを平成29年11月に1頭捕獲し、平成30年3月にもワカモノオス1頭を捕獲した。

また、H群では生息目標エリアへの追い上げを目指し、県がGPS首輪を群れに装着することにより、関係者が群れの位置情報をインターネット上で共有して対策を行うことが可能となった。

GPSの位置情報を解析した結果、H群は南北への移動を繰り返しており、行動域がターンパイクまで北上していた。そのため委託業者により行動域の北上を抑えつつ、生息目標エリアである西方向への追い上げに取組んだ。

取組みにより、群れの位置情報の共有が簡便となり現場作業の効率化ができた他、北上を抑えることができた。

ウ 子易群に関する取組み 伊勢原市

伊勢原市子易地区を中心に行動していた10頭(平成29年11月現在)の群れであり、第3次計画期間中から、新たな加害群として、捕獲の取組みを行ってきた。

伊勢原市は、はこわなによる捕獲の一方、平成27年2月から、子易地区に多頭捕獲わな(ICT捕獲檻、まる三重ホカクン)を設置し、市や地域住民による餌付けを続けていた。

上記の捕獲と並行し、伊勢原市は、平成29年12月より専門業者による個体を特定した銃器捕獲を実施し、平成29年12月から平成30年1月にそれぞれオトナオス2頭を捕獲した。このオトナオスが捕獲されたことにより、群れの行動が変わり、餌付けを続けてきた多頭捕獲わなへの接近も見られるようになり、平成30年2月、多頭捕獲わなで子易群の残り個体(オトナメス2頭、コドモ3頭)がすべて捕獲され、子易群の除去が完了した。

エ 片原群に関する取組み 清川村

清川村片原などに生息する16頭（平成29年9月現在）の群れであり、第3次計画期間中から、新たな加害群として、捕獲の取組みが行われていた。

清川村では、はこわなによる捕獲に加え、平成25年度より、性年齢識別のための講習会を受講した従事者による銃器捕獲を行ってきた(平成29年度は捕獲数1頭)。また、清川村は、平成29年5月に囲いわなによる捕獲も開始し、平成30年2月に3頭を捕獲した。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。

○ 集落環境調査・緩衝帯整備等の事例

秦野市、伊勢原市では、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関しての啓発活動を継続し、ハイカー等に対して餌付け等の禁止を周知し、誘引物の除去に取り組んだ。

伊勢原市子易地区では、住民と協働しヤギ放牧による緩衝帯（約4,500㎡）を整備した。

愛川町では、町が住民とともに町内の果樹について種類と本数を調査し、GIS化した果樹マップを作製し、それに基づく放棄果樹の収穫を行った。

表7 集落環境整備の実施状況

地域 個体群	対象群 ・集団	行動域	実績
西湘	S群	南足柄市 小田原市 箱根町	【小田原市】・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・被害状況を把握するため、被害届出書の様式や受付方法を改善 【南足柄市】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 【箱根町】・集中的に出没する地域の把握
	H群	小田原市 真鶴町	【小田原市】・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・被害状況を把握するため、被害届出書の様式や受付方法を改善 【真鶴町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	T1群	湯河原町 真鶴町	【湯河原町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残渣の埋設励行など一部の誘引物の除去 【真鶴町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	P1群	湯河原町	【湯河原町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去
丹沢	ダムサイト ト分裂群	相模原市	【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	ダムサイ ト群	相模原市 愛川町	【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 【愛川町】・川北横根地区における集落環境調査の実施

			<ul style="list-style-type: none"> ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成
川弟分裂群	相模原市 愛川町 清川村	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p> <p>【愛川町】・川北横根地区における集落環境調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成 <p>【清川村】・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請</p>	
川弟群	愛川町 清川村	<p>【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去、及び廃棄野菜等の徹底処理を要請</p>	
半原群	厚木市 愛川町 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>	
片原群	厚木市 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去、及び廃棄野菜等の徹底処理を要請</p>	
鐘ヶ嶽群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【伊勢原市】・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 	
鳶尾群	厚木市 愛川町	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>	
経ヶ岳群	厚木市	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>	
煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【伊勢原市】・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 	
日向群	厚木市 伊勢原市	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【伊勢原市】・子易地区において地域住民と協働しヤギの放牧による緩衝帯整備を約4,500㎡実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 	
大山群	秦野市 伊勢原市	<p>【伊勢原市】・大山子易地区ヤギ放牧により約4,500㎡の緩衝帯を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 <p>【秦野市】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残渣の埋設励行、放任果樹園の管理指導、ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置</p>	
丹沢湖群	山北町	<p>【山北町】・農家等に農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等の啓発</p>	
南秋川	K1群	相模原市	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p>
	K2群	相模原市	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千木良地区鳥獣等被害対策協議会による刈払いの実施及び竹林の伐採 ・環境診断の実施
	K3群	相模原市	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p>
	K4群	相模原市	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p>
	恩方群	相模原市	<p>【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発</p>

(2) 農地への防護柵の設置

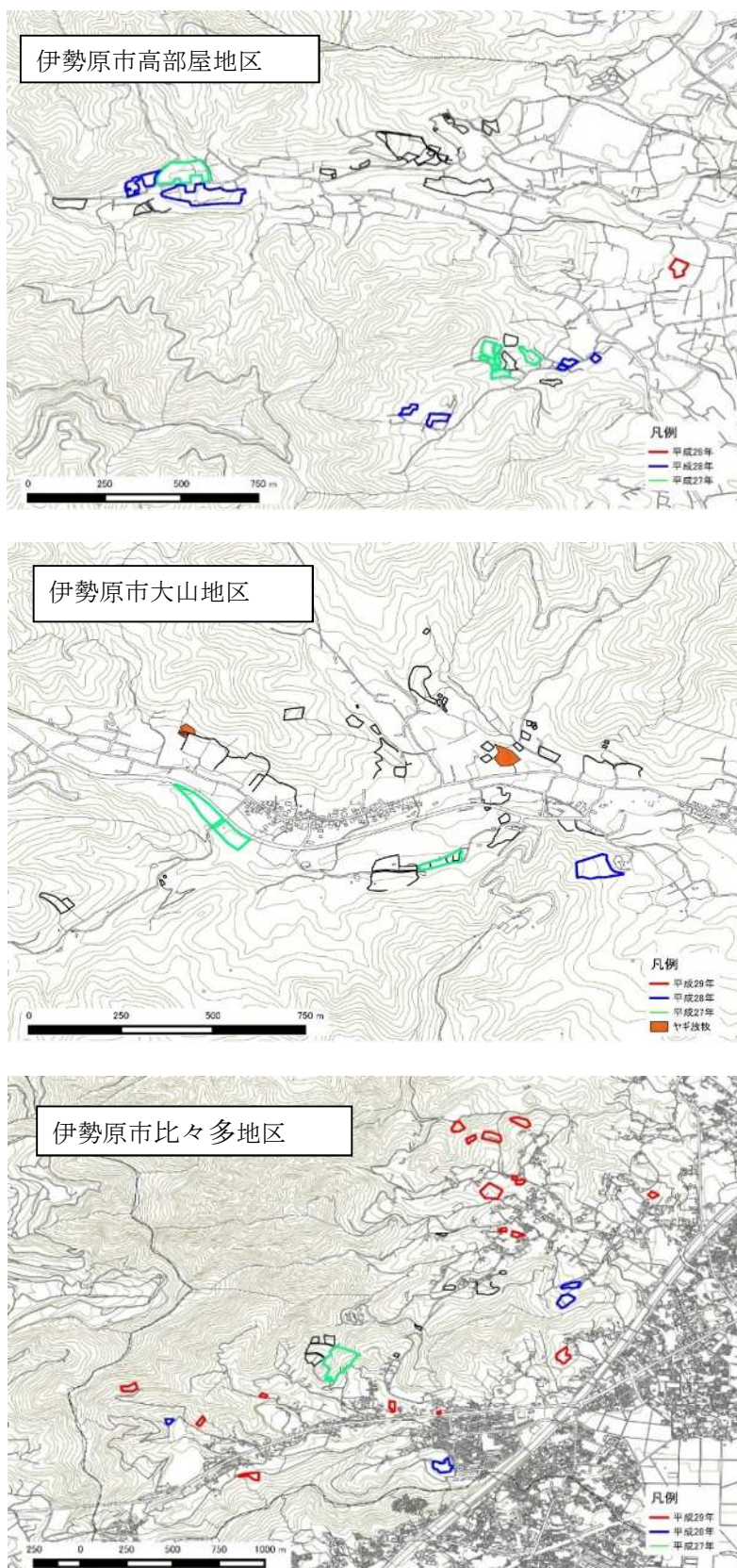
市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。

表8 農地への防護柵の設置への補助

地域 個体群	対象群・集団	行動域	実績
西湘	H群	小田原市、真鶴町	【真鶴町】約450m (T1群含む)
	T1	小田原市、真鶴町	【真鶴町】約450m (H群含む)
丹沢	ダムサイト群	相模原市、愛川町	【愛川町】簡易電気柵の貸し出し
	川弟分裂群	相模原市、愛川町、清川村	【愛川町】設置費用一部補助(7件)、簡易電気柵の貸し出し
	川弟群	愛川町、清川村	【愛川町】設置費用一部補助(7件)、簡易電気柵の貸し出し 【清川村】設置費用一部補助(4件)
	半原群	厚木市、愛川町、清川村	【厚木市】設置費用一部補助(1件) 【愛川町】設置費用一部補助(1件)、簡易電気柵の貸し出し
	片原群	厚木市、清川村	【厚木市】設置費用一部補助(6件) 【清川村】設置費用一部補助(4件)
	鐘ヶ嶽群	厚木市、清川村、伊勢原市	【厚木市】設置費用一部補助(1件) 【清川村】設置費用一部補助(4件)
	鳶尾群	厚木市、愛川町	【厚木市】設置費用一部補助(1件) 【愛川町】設置費用一部補助(4件)、簡易電気柵の貸し出し
	経ヶ岳群	厚木市	【厚木市】設置費用一部補助(6件)
	煤ヶ谷群	厚木市、伊勢原市	【厚木市】設置費用一部補助(6件)
	日向群	厚木市、伊勢原市	【厚木市】設置費用一部補助(1件)
	大山群	秦野市、伊勢原市	【伊勢原市】資材の100%補助(国：鳥獣被害総合対策整備交付金)により7か所、3,710m(比々多地区)
	丹沢湖群	山北町	【山北町】資材購入費補助
南秋川	K1群	相模原市	【相模原市】設置費用一部補助(1件)
	K3群	相模原市	【相模原市】設置費用一部補助(1件)

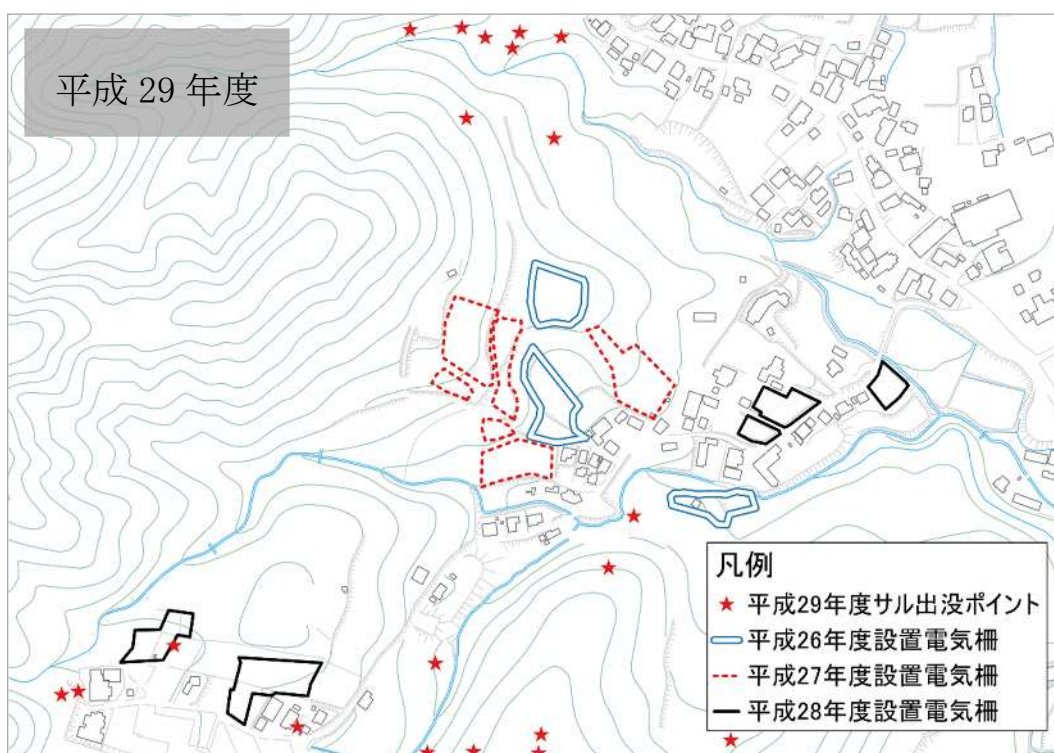
県内における一部の市町村では、GISソフトを活用し防護柵の設置状況を視覚化した事例があった。県内における対策の効果検証として、県ではGISソフトの普及啓発に取り組んだ。ここでは伊勢原市のGIS化事例を紹介する。

図1 GISソフトにより視覚化した伊勢原市での防護柵の設置状況



県は、伊勢原市より提供を受けた防護柵の位置情報とサルの出没地点を組み合わせ、サルの行動域の変化を視覚化した。平成29年度には、サルの出没地点の多くが電気柵設置箇所よりも離れていたことがわかる。

図2 GISソフトにより視覚化した伊勢原市洗水地区の電気柵設置状況とサルの行動域変化



(3) 追い払い

地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。

一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を行っている。厚木市(鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷の3群)や小田原市、秦野市では地域住民への周知のためホームページでその日のサル位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報を午前、午後の1回メール送付した。

表9 市町村等による追い払いの実施状況

地域 個体群	対象群 ・集団	行動域	実績
西湘	S群	南足柄市 小田原市 箱根町	【南足柄市】・南足柄市野猿対策協議会及び市職員2回 ・住民へ煙火を配布 【小田原市】・追い払い隊8名275日 ・大窪地区7自治会に電動ガン貸し出し、煙火配布 【箱根町】・箱根町追い払い隊5名185日、職員3回 ・住民へ追い払い器具の貸出・配布
	H群	小田原市 真鶴町	【小田原市】・追い払い隊8名275日 ・市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊15名1524.5h ・住民へ煙火を配布 【真鶴町】・町鳥獣被害対策実施隊6回、職員18回 ・毎朝スクールバス運転手による児童生徒の安全確保 ・住民へ煙火を配布 【神奈川県】・GPSを活用した追い上げの試行9日
	T1群	湯河原町 真鶴町	【湯河原町】・町鳥獣対策協議会追い払い隊171日、職員32回 ・希望する住民へ煙火を配布 【真鶴町】・町職員11回(実施隊の出動回数0回) ・住民へ煙火を配布
	P1群	湯河原町	【湯河原町】・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊による追い払い ・住民へ煙火の配布
丹沢	ダムサイト ト分裂群	相模原市	【相模原市】・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	ダムサイト ト群	相模原市 愛川町	【相模原市】・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い(巡回:122日) ・職員による追い払い(出動:5回) ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し
	川弟分裂 群	相模原市 愛川町 清川村	【相模原市】・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い(巡回:122日) ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し 【清川村】・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い (巡回:73回 出動:5回)
	川弟群	愛川町 清川村	【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い(巡回:122日) ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し 【清川村】・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い

			(巡回：55回 出動：3回)
半原群	厚木市 愛川町 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し</p>	
片原群	厚木市 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回 小鮎地区：51回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【清川村】・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い（巡回：60回 出動：9回）</p>	
鐘ヶ嶽群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：69回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【清川村】・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い（巡回：61回）</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い]高部屋地区3回 ・[自衛組織]自衛組織の設立（大山地区1団体、比々多地区3団体、高部屋地区1団体） ・農家へロケット花火、バクチクの配布 ・自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与</p>	
鳶尾群	厚木市 愛川町	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：244日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し</p>	
経ヶ岳群	厚木市	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回 小鮎地区：51回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：4回）</p>	
煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（小鮎地区：51回、玉川地区69回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：6回）</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[自衛組織]自衛組織の設立（大山地区1団体、比々多地区3団体、高部屋地区1団体） ・農家へロケット花火、バクチクの配布、実施</p>	
日向群	厚木市 伊勢原市	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：69回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 高部屋地区3回 ・[自衛組織]自衛組織の設立（大山地区1団体、比々多地区3団体、高部屋地区1団体） ・農家へロケット花火、バクチクの配布 ・自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与</p>	
子易群	秦野市 伊勢原市	<p>【秦野市】・[追い払い隊] 4名 329日（556人日） ・[組織的追い払い] 10回（大山群・子易群の合計）</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 大山地区（9月、10月、11月）、高部屋地区（7月、8月、9月）</p>	
大山群	秦野市 伊勢原市	<p>【秦野市】・[追い払い隊] 秦野市 4名 329日（537人日） ・[組織的追い払い] 秦野市 10回（子易群と合計） ・[追い払い] 市職員 3名 10回出動</p>	

			【伊勢原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 伊勢原市大山地区3回 ・[自衛組織] 自衛組織の設立（大山地区1団体、比々多地区3団体、高部屋地区1団体） ・組織的追い払い研修会の実施（大山地区3回、高部屋地区3回） ・地元農家による追い払い（ロケット花火、爆竹の配付） ・農家へロケット花火・バクチクの配布・実施、自衛組織への受信機・パチンコ等の貸与
	丹沢湖群	山北町	【山北町】 <ul style="list-style-type: none"> ・町民向け野猿対策講習会の開催 ・住民へ煙火を配布（駆逐用煙火も含むが上記講習会受講者のみ）
南秋川	K 1 群	相模原市	【相模原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 192 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2名 58 日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	K 2 群	相模原市	【相模原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 222 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2名 58 日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	K 3 群	相模原市	【相模原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 192 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2名 58 日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	K 4 群	相模原市	【相模原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 192 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2名 58 日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	恩方群	相模原市	【相模原市】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 192 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2名 58 日 ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布

注1) 市町村、対象群により実施体制が異なるため実績の単位が異なる。（日：主に委託日数、回：出勤・巡視回数）

注2) 委託等により定まっている場合、1日の従事者数を記載

（4）加害個体捕獲

平成29年3月現在、1頭（H群1頭）が加害個体として特定されているが、平成29年度は、捕獲された実績はなかった。

（5）その他

県立あいかわ公園及び宮ヶ瀬ダム内での餌付け行為を防止するため、チラシや看板等により来園者への周知徹底を図るよう県から施設管理者へ依頼をした。

3 生息環境整備

ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。

平成29年度の森林整備の実施状況を表10に示す。

表10 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（平成29年度）

大流域名 (市町名)	森林整備面積 (ha)			計
	水源の森林 づくり	県営林 整備	承継分収林 整備	
早戸川	10.64	26.94		37.58
大山・秦野	40.69		22.00	62.69
愛川	1.83			1.83
厚木			19.87	19.87
清川	39.84			39.84
宮ヶ瀬湖	52.25			52.25
津久井	33.92			33.92
伊勢原				
丹沢湖	18.77			18.77
山北	127.33		19.86	147.19
小計	325.27	26.94	61.73	413.94
小田原市	31.73	15.72	7.10	54.55
箱根町		20.66		20.66
南足柄市	62.86		99.26	162.12
湯河原町		8.96		8.96
小計	94.59	45.34	106.36	246.29
計	419.86	72.28	168.09	660.23

4 モニタリング

平成29年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域）の結果は、次のとおりであった。

(1) 生息状況調査

ア 群れ数、個体数

加害群、加害集団を対象に調査を実施し、確認した群れは計23群であった。

なお、子易群は平成30年2月に除去に至った。また、高森集団は平成27年度、和田山集団は平成28年度の日撃情報以降は確実な目撃情報がなく、本年度はどちらの集団も確かな生息情報は得られなかったため、平成30年度実施計画では消滅したものとして扱う。

表 11 群れごとの個体数の推移

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	備考
西湘	S 群	24	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	
	H 群	43	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	
	P 1 群	17	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	H28、H29熱海市からの聴取
	T 1 群	23	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	
	T 2 群	4	4										
	和田山 集団						3	—	—	3	2		H24にP1群から分派 H28熱海市からの聴取 H29確認情報なし H29までに消滅したものと扱う
	小計	111	105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	
丹沢	ダムサイト 分裂群	46	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	H19にダムサイト群から分裂
	ダムサイト 群	12	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	
	ダムサイト 青山集団		3	1									H22.3に消滅
	川弟 分裂群				47	51	59	59	64	63	68	60	H22に川弟群から分裂
	川弟群	64	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	
	半原群						20	23	22	36	36	45	H22に経ヶ岳群から分裂
	片原群					22	25	31	26	24	16	16	H17に煤ヶ谷群から分裂
	鐘ヶ嶽群										26	24	H26に発見された新たな群れを 七沢不明集団としていたが、独 立した行動域を有していること が確認されたため、H29計画に 鐘ヶ嶽群に呼称変更
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	
	日向群	47	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	
	高森集団			13	7	3	5	3	3	3	3		H27、28は伊勢原市から聴取 H29は確認情報なし H29までに消滅としたものと扱う
	子易群	—	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10	H14頃に大山群から分裂 H30.2に除去
大山群	37	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	H6に日向群から分裂	
丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33		
	小計	521	512	548	508	559	568	557	545	482	472	472	
南秋 川	K 1 群	112	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	
	K 2 群	72	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	
	K 3 群	75	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	
	K 4 群	56	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	
	恩方群									81	80	—	H27新規確認 H29は県内での行動少なくカウントなし
		小計	315	346	345	356	375	349	330	304	368	372	282
	合計	947	963	991	959	1033	1027	1001	959	956	952	839	

イ 行動域調査

加害群及び加害集団について、ラジオ・テレメトリー法により行動域調査を実施した。また、一部の群れに試験的な取組みとしてGPS 発信器を装着し、群れの行動域を把握した。GPS 発信器を装着することにより、インターネット上で関係者が群れの位置について定期的に発信される群れの位置情報を共有することができた。

行動域及び近年の変化は次のとおりであった。

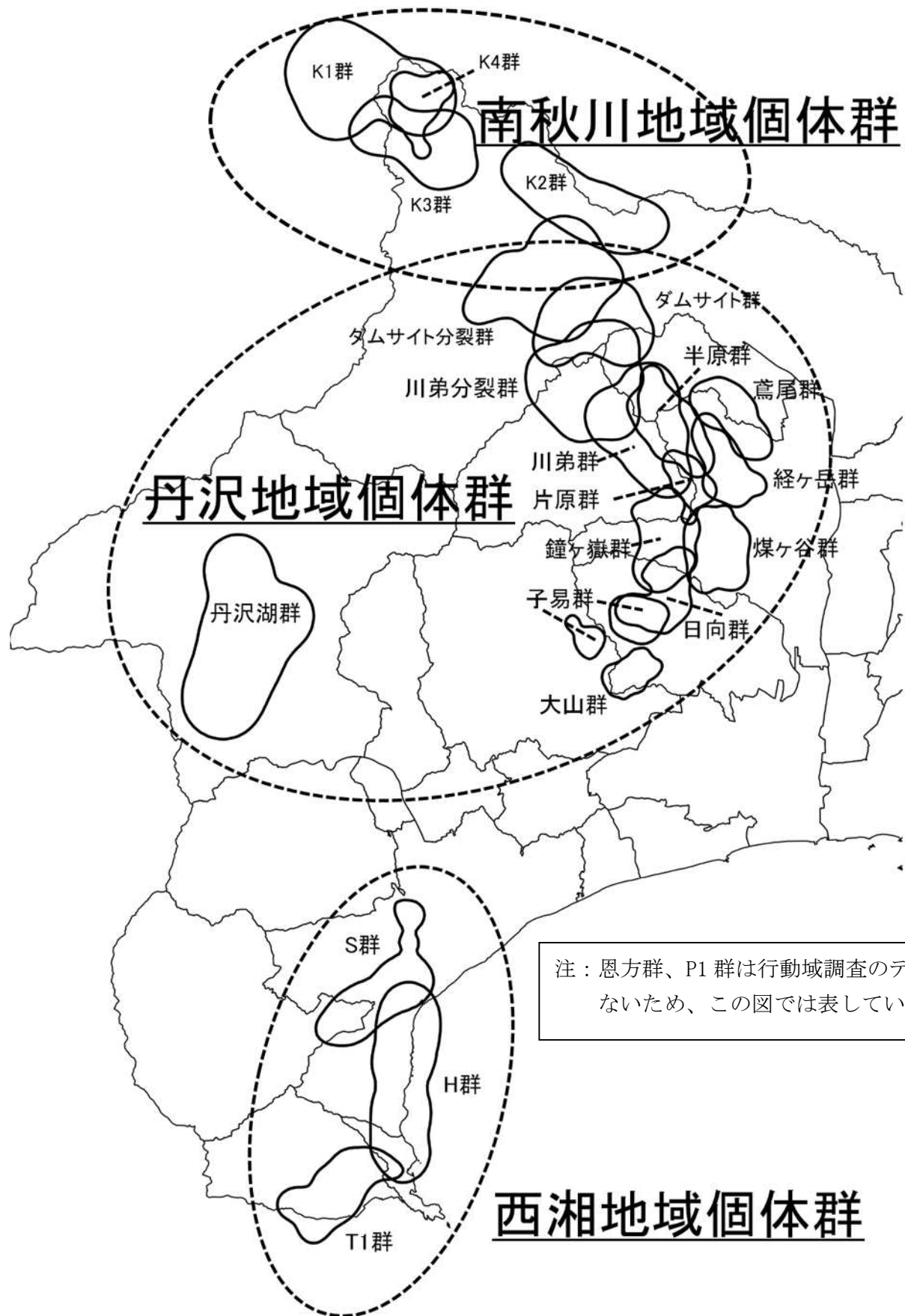


図3 平成29年度加害群の行動域

表 12 各群れの行動域の近年の傾向

	群れ名称	傾向
西 湘	S 群	行動域北側の利用は夏季のみであった。行動域が全体的に縮小。
	H 群	大きな変化なし。
	P 1 群	平成 28 年度より発信器が停止し、行動域の確認はできなかった。行動域の多くは静岡県へシフト。今年度は熱海市泉五軒町で群れを確認。
	T 1 群	熱海市側の利用が高まった。
	和田山集団	平成 28 年度以降の確認情報なし。
丹 沢	ダムサイト分裂群	ダムサイト群との重複は少なく、大きな変化はなかった。
	ダムサイト群	大きな変化なし。
	川弟分裂群	ダムサイト群と宮ヶ瀬湖北岸で行動域が重複。川弟群との重複は少ない。
	川弟群	半原群との重複が多い。
	半原群	川弟群との重複が多い。行動域が昨年度の 6 割強に縮小。
	片原群	今年度は清川村金翅の利用なし。
	鐘ヶ嶽群（旧七沢不明集団）	大きな変化なし。
	鳶尾群	鳶尾山周辺の狭い地域を利用。国道 412 号の西側の利用は夏季に一度だけ確認。
	経ヶ岳群	行動域の南端が下がり、厚木市飯山千頭地区で出没確認。愛川町、国道 412 号の東側の利用なし。
	煤ヶ谷群	大きな変化なし。
	日向群	子易から大山に至る道路の南側利用が減少。
	高森集団	平成 27 年度以降の確認情報なし。
	子易群	伊勢原市子易から大山にかけての範囲を特に冬季は頻繁に利用。秦野市側はほとんど夏季のみ利用。
	大山群	子易地区の利用を 1 年ぶりに確認。それ以外大きな変化なし。
	丹沢湖群	箒沢や湯沢の利用は昨年同様確認なし。夏季は三保ダムから神繩にかけての狭い範囲を利用。
南 秋 川	K 1 群	昨年度よりも行動域がやや南へ移動。
	K 2 群	夏季は行動域西側の利用減る。
	K 3 群	行動域の西端がやや東に後退。
	K 4 群	東京都側の利用はなく、行動域はやや南へ拡大。
	恩方群	主に東京都側を利用し、神奈川県内は底沢付近のみでの確認だった。

ウ 捕獲個体分析

適正規模とするため縮小する群れ及び適正配置とするための群れ縮小を行う群れについて、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防

除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

分析の結果、個体分析対象個体の内、繁殖の可能性がある年齢の個体は15個体であり、その内の11個体で妊娠または泌乳が確認された。また、今年度も一般的に繁殖に参加しない若齢個体の繁殖参加が確認(煤ヶ谷群、K4群)され、農作物への依存状況があると推察された。

一方、K3群や鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群では平成29年度の捕獲計画数の約半数または半数以上のメス個体を捕獲しており、群れの速やかな縮小や除去に寄与する捕獲が行えていることが確認できた。

また、西湘地域個体群については神奈川県立生命の星・地球博物館にて、博物館学芸員による個体分析を行った。得られた情報は今後の群れ管理等に活用していく。

捕獲個体分析を行った個体の内訳は以下のとおりである。

表 13 個体分析対象個体

年齢区分 \ 群れ名	K2	K3	K4	鳶尾	経ヶ岳	煤ヶ谷	日向	合計
アカンボウ	1	5		8	4	5	1	24
コドモ	2	4		9	8	2	1	26
ワカモノ			1			1		2
オトナ		2		9	2			13
総計	3	11	1	26	14	8	2	65

年齢区分 \ 群れ名	S	H	T1	合計
アカンボウ	3		1	4
コドモ	2	1		3
ワカモノ		1		1
オトナ	7	2	1	10
総計	12	4	2	18

(2) 被害状況調査

農作物の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。ただし、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を申告しない農業者が多いこともあり、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。

一部の市町村では、追い払い員等によってサルの出没の把握が行われている地域があり、かながわ鳥獣被害対策支援センターと共同し、サルの出没や追い払い記録をGISを活用して地図情報化した。

追い払い員によるサルの位置情報を活用することで、サルの被害場所を表すことや、生息状況調査で把握しきれないサルの行動を把握することができ、サルの出没や、対策の空白域の把握などに活用することができる。日向群のようにGPS発信器が装着されている群れでは群れの行動域と追い払いの位置が可視化できた。

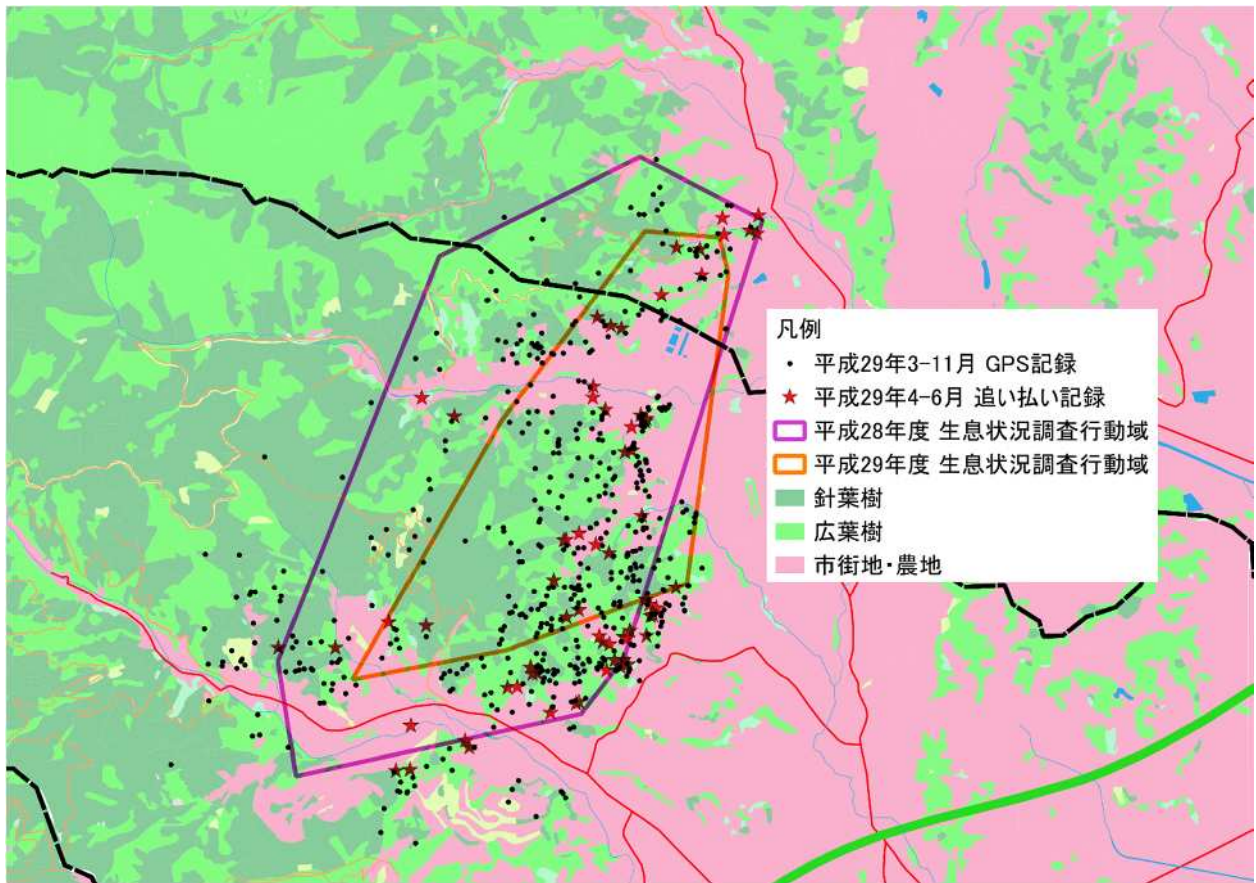


図4 日向群における追い払い員の位置情報のデータ化

ア 農作物被害

農作物被害は、次のとおり発生している。

表14 農作物被害

[上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体 群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西湘	4.3	7.5	2.9	2.8	0.9	0.3	8.2	0.8	1.4	0.6
	4,346	8,900	3,738	2,820	2,100	773	3,034	250	3,328	2,069
丹沢	13.6	19.6	26.7	12.8	23.1	16.2	15.7	4.7	4.0	2.2
	22,573	20,299	16,586	9,790	26,413	13,554	19,536	4,057	4,961	1,747
南 秋川	1.0	0	0	0	0	0	1.3	0.2	0.8	0.7
	594	0	0	0	0	0	2,638	453	4,100	2,624
合計	18.9	27.1	29.6	15.6	24.0	16.5	25.2	5.8	6.2	3.5
	27,513	29,198	20,323	12,610	28,513	14,327	25,208	4,759	12,390	6,441

注1) ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群分に含めた。

注3) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

イ 自家用農作物被害

家庭菜園等の自家用作物の被害は、次のとおり発生している。

表 15 自家用農作物の被害面積

(単位：ha)

地域 個体群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	3.81	1.14	1.86	0.74
南秋川	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	6.07	2.52	4.20	1.65
合計	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	9.88	3.65	6.06	2.39

注1) 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注3) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

ウ 生活被害・人身被害

追いつけ等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生している。

表 16 生活被害・人身被害

(単位：件)

地域 個体群 名	区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西湘	生活被害	162	237	247	267	444	428	420	372	412	175
	人身被害	5	4	1	1	2	9	10	14	5	6
	小計	167	241	248	268	446	437	430	386	417	181
丹沢	生活被害	82	194	108	116	196	142	235	310	230	138
	人身被害	9	11	49	11	6	5	0	2	1	4
	その他										2
	小計	91	205	157	127	202	147	235	312	231	144
南秋川	生活被害	5	127	141	61	35	69	65	41	99	56
	人身被害	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	小計	5	127	141	61	36	70	65	41	99	56
合計	生活被害	249	558	496	444	675	639	720	723	741	369
	人身被害	14	15	50	12	9	15	10	16	6	10
	小計	263	573	546	456	684	654	730	739	747	381 その他 2

注1) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群による被害とした。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。

東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議では、群れに装着した発信器の周波数について、互いに情報交換することで一致した。

表 17 広域的に情報交換を行った事例

地域 個体群	対象 群	会議等の名称	関係機関
西湘	T 1 群 P 1 群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：(市町村) 湯河原町、(県) 県西地域 県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：(市町村) 熱海市、(県) 東部農林事務 所、自然保護課
丹沢	大山群 子易群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	(市町村) 秦野市、伊勢原市 (関係団体) J Aはだの、J Aいせはら
南秋川	K 1 群 K 3 群 K 4 群 恩方群	東京都、山梨県及び神 奈川県域に生息するニ ホンザルに関する対策 会議	神奈川県：(市町村) 相模原市、(県) 県央地域 県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：(県) みどり自然課 (市町村) 上野原市 東京都：(都) 食料安全課、(市町村) 八王子市

Ⅲ 平成30年度事業実施計画

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）に基づき、現在確認されている22群に対して、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方により、平成30年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 群れの管理

（1）群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとの目標頭数、個体数調整の目的、追い上げ目標エリア等を次のとおり定める。

ア 西湘地域個体群

（ア）全般

地域個体群全体の個体数は近年100頭程度で推移しており、今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

このため、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・ 住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。
- ・ 原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・ 隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

【S群に係る管理困難な群れとしての取扱いについて】

小田原市板橋地区を中心に行動するS群については、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれがある。

なお、S群と同様に西湘地域個体群を構成するH群、T1群について、今後の管理の参考とするため、平成29年3月に、各群れの頭数を30頭を目標として管理した場合の存続確率を過年度の出産率と生存率を活用して算出したところ、群れが絶滅する確率は、1万分の1以下となり、S群を除去したとしても、西湘地域個体群の絶滅を危惧する状況には至らないことが判明した。

このことから、S群については、管理困難な群れとして、平成29年度から除去に取り組んでいる。

(イ) 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

西湘地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

H群及びT 1 群の平成 29 年 8 月のカウント調査による生息頭数は、平成 28 年 11 月の生息頭数に比べて大幅に減少している。両群については、群れの状況把握に引き続き取り組み、平成 30 年度中に分派等の情報が得られた場合、分派群に対する発信器装着や頭数カウントなどの調査を検討、実施する。

表 18 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (H30)	H30捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
S	小田原市 箱根町 南足柄市	17	12(1)	除去 H30 (注4)	0 頭	管理困難な群れの除去	5 (注3)	はこわな 囲いわな 麻酔銃 銃器	—
H	小田原市 真鶴町	35	6(1)	生息域、規模を管理 (注5)	30 頭	適正配置 群れ縮小	4	はこわな 麻酔銃 銃器	白銀林道周辺
T 1	湯河原町 真鶴町	28	2	生息域、規模を管理	30 頭	適正規模 群れ縮小・維持	2	はこわな	天照山周辺
P 1	湯河原町 (注6)	5	—	被害地の出没減	—	—	—		—

注1) カウント頭数は平成 29 年度生息状況調査による確認頭数で、西湘地域個体群は平成 29 年 8 月に実施。

注2) カウント調査後から平成 30 年 3 月末までの捕獲数等。()は交通事故死数または自然死数で内数。

注3) 上記の頭数の他、平成 29 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

注4) 除去が完了する目標年度。

注5) S群が除去された後、その行動域にH群が侵入しないよう追い払い、防護柵の維持管理を行う。

注6) 群れの行動域が静岡県にまたがる。

イ 丹沢地域個体群

(ア) 全般

丹沢山麓に 13 程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(イ) 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

丹沢地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 19 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (H30)	H30捕獲計画数	捕獲方法	追いつけ先 目標エリア
ダムサイト分裂	相模原市	20	2	除去 H33 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	18 (注3)	はこわな 麻醉銃 銃器	—
ダムサイト	相模原市 愛川町	11	—	生息域、規模を管理	—	適正規模 群れ縮小・維持	0	—	南山方面
川弟分裂	相模原市 愛川町 清川村	60	1	生息域、規模を管理	30頭	適正規模 群れ縮小	15	はこわな 麻醉銃 銃器	金沢林道方面 早戸川林道方面
川弟	愛川町 清川村	63	0	生息域、規模を管理	40頭	適正配置 群れ縮小	14	はこわな	法論堂林道より北側、 仏果山方面
半原	厚木市 愛川町	45	0	生息域、規模を管理	30頭	適正規模 群れ縮小・維持	10	はこわな	経ヶ岳より北側
片原	厚木市 清川村	16	4	除去 H30 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	12 (注3)	はこわな (囲いわな) (麻醉銃) (銃器)	—
鐘ヶ嶽	厚木市 清川村 伊勢原市	24	—	生息域、規模を管理	20頭	適正規模 群れ縮小・維持	4	はこわな 麻醉銃 (銃器)	鐘ヶ嶽～鳥屋待沢(権現沢)方面
鳶尾	厚木市 愛川町	42	25	除去 H30 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	17 (注3)	はこわな 囲いわな 麻醉銃 銃器	—
経ヶ岳	厚木市	34	12	除去 H30 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	22 (注3)	はこわな (囲いわな) (麻醉銃) (銃器)	—
煤ヶ谷	厚木市 伊勢原市	47	17(2)	除去 H30 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	30 (注3)	はこわな (囲いわな) (麻醉銃) (銃器)	—
日向	厚木市 伊勢原市	36	4	生息域、規模を管理	30頭	適正規模 群れ縮小・維持	11	はこわな 麻醉銃 (銃器)	(長期)大山北斜面 (中期)猪山作業道 薬師林道
大山	伊勢原市 秦野市	31	18	除去 H31 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	13 (注3)	はこわな 麻醉銃 銃器 多頭捕獲わな	—
丹沢湖	山北町	33	—	生息域、規模を管理	30頭	適正規模 群れ縮小・維持	5	はこわな	大杉山方面

注1) カウント頭数は平成29年度生息状況調査による確認頭数で、丹沢地域個体群は平成29年9月～11月に実施。

注2) カウント調査後から平成30年3月末までの捕獲数等。()は交通事故死数で内数。

注3) 上記の頭数の他、平成29年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

注4) 除去が完了する目標年度。

ウ 南秋川地域個体群

(ア) 全般

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

(イ) 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

南秋川地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 20 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (H30)	H30捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
K 1	相模原市 (注4)	89	12【8】	生息域、規模を管理	70頭	適正規模群れ縮小	9	はこわな 麻酔銃 銃器	県境方面
K 2	相模原市	49	6	除去 H33 (注6)	0頭	適正配置群れ除去	20 (注3)	はこわな 囲い わな 麻酔銃 銃器	小仏山地 (県境方面)
K 3	相模原市 (注4)	83	17	生息域、規模を管理	50頭	適正規模群れ縮小	25	はこわな 麻酔銃 銃器	鷹取山～県境方面、 澤井(栃谷)～県境方面
K 4	相模原市	61	8	生息域、規模を管理	30頭	適正規模群れ縮小・維持	20	はこわな 麻酔銃 銃器	和田峠、陣馬山 (県境方面)
恩方	相模原市	— (注5)	—	県境方面へ 追い上げ	—	適正規模群れ縮小	—		県境方面

注1) カウント頭数は平成29年度生息状況調査による確認頭数で、南秋川地域個体群は平成29年9月に実施

注2) カウント調査後から平成30年3月末までの捕獲数等。【】は上野原市の捕獲数で内数。

注3) 上記の頭数の他、平成29年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

注4) 群れの行動域が山梨県にまたがる。

注5) 群れの行動域が東京都にまたがり、神奈川県域への出没はわずかのため、平成29年度は未カウント。

注6) 除去が完了する目標年度。

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むよう、県と市町村は働きかけ、支援を行う。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは、煙火、爆竹、銃器(ゴム弾、花火弾)、エアガン、スリングショット(パチンコ)、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植え付けながら、計画的かつ持続的に実施する。

県は市町村等が実施する追い払いや追い上げ活動に対し、追い払い員などへの技術的支援を行う。

イ 個体数調整

(ア) 個体数調整の方針

群れ管理のため、表21のとおり除去の対象である群れ、維持・縮小の対象である群れに区分し、次の方針のとおり個体数調整を実施する。

表21 平成30年度の個体数調整の区分及び対象群

区分	適正規模とするための群れの縮小・維持	適正配置とするための群れの縮小・除去		管理困難な群れの除去
	群れの大規模化による群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小・維持する。	群れの行動域の重複等により、追い上げ目標エリアの設定が困難な場合の群れの縮小や除去 【縮小】 追い上げ等対策の効果の向上のため、必要な規模に群れを縮小する。	【除去】 群れの適正配置の観点からやむを得ないものとし除去する。	加害性が高く、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれが高い
対象群	T 1、川弟分裂、半原、鐘ヶ嶽、日向、丹沢湖、K 1、K 3、K 4	H、川弟	ダムサイト分裂、片原、鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷、大山、K 2	S

○ 除去の対象である群れ

平成29年度ニホンザル生息状況調査における確認頭数に、調査後に出生した個体等を加えた全頭を捕獲可能とするが、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。

○ 縮小の対象である群れ

表22に記載される頭数を上限とする。なお、オトナメスを捕獲する場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。また、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。

なお、発信器個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

表22 平成30年度 群れ別・性年齢別個体数調整対象個体数

個体数：平成29年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数。除去する群れの個体数は生息状況調査の確認頭数から平成30年3月末までの捕獲数を差引いた数を個体数とした。

捕獲計画数：生息状況調査の確認頭数から捕獲された頭数を差引いた頭数をベースに、群れ構成に応じた捕獲計画数を算出した。

【適正規模とするための群れの縮小】

	T 1		川弟分裂		半原		鐘ヶ嶽	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	8	2	5	10	7	7	5	3
コドモ	5		17		13		8	
ワカモノオス	1	0	2	4	1	3	1	1
オトナオス	2		6		6		2	
ワカモノメス	2	0	3	0	2	0	0	0
オトナメス	10		17		1		15	
ワカモノ不明	-	-	4	-	1	-	-	-
不明	-		6		-		-	
合計	28	2	60	15	45	10	24	4

	日向		丹沢湖		K 1		K 3		追加 捕獲計画数
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	
アカンボウ	11	7	5	5	14	6	17	16	5（ただし、 発信器装着 個体及び群 れの中心メ スを除く。 捕獲方法は 銃器に限 る。）
コドモ	2		11		36		28		
ワカモノオス	0	1	1	0	4	1	3	1	
オトナオス	2		2		4		2		
ワカモノメス	1	0	2	0	3	0	2	0	
オトナメス	20	3	10		28	2	29	3	
ワカモノ不明	-	-	-	-	-	-	2	-	
オトナ不明	-		1		-		-		
不明	-		1		-		-		
合計	36	11	33	5	89	9	83	20	5

	K 4	
	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	13	16
コドモ	25	
ワカモノオス	1	
オトナオス	5	2
ワカモノメス	0	1
オトナメス	14	1
ワカモノ不明	1	-
オトナ不明	2	
合計	61	20

【適正配置とするための群れの縮小】

	H		川弟	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	6	4	15	12
コドモ	11		23	
ワカモノオス	1	0	0	1
オトナオス	1		1	
ワカモノメス	0	0	0	0
オトナメス	14		21	1
ワカモノ不明	1	-	1	-
不明	1		2	
合計	35	4	63	14

【適正配置とするための群れの除去】

	ダムサイト分裂		片原		鳶尾		経ヶ岳		煤ヶ谷	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	18	18(注)	12	12(注)	17	17(注)	22	22(注)	30	30(注)

注) 上記の頭数の他、平成 29 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

	K 2		大山	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	43	20(注)	13	13(注)

注) 上記の頭数の他、平成 29 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

【管理困難な群れの除去】

	S	
	個体数	捕獲 計画数
合計	5	5(注)

注) 上記の頭数の他、平成 29 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

(イ) 個体数調整の方法

原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

なお、オトナメスの捕獲と銃器による捕獲を実施する場合は以下のとおり取り扱うものとする。新たに銃器による捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。

a オトナメスの捕獲

(a) 除去群以外の群れのオトナメス捕獲

除去群以外の群れについて、群れの中心であるオトナメスの捕獲による分裂を回避するため、はこわな又は囲いわなで捕獲されたオトナメスの市町村における扱いを次のとおりとする。

- ① オトナメスが捕獲されているはこわな又は囲いわな周辺から、捕獲の確認時に同じ群れに属する個体が目視できる範囲に見当たらず、かつ発信器の電波が受信できない場合は、群れの中心ではないオトナメスとして、群れごとの捕獲許可頭数の範囲内で個体数調整を行うことができるものとする。ただし、発信器個体が捕獲された場合は放獣を行う。
- ② 捕獲確認時に、わなの周辺に他の群れ個体が確認できた場合や、発信器の電波が受信できる場合は、数時間の経過を目安に再度同じ確認を行う。
 なお、捕獲作業の状況に応じて、放置による捕獲個体の死亡が懸念される場合を除き、日除けや風除け、給餌等の必要に応じた措置をした上で、翌日の見回り時に判断を行うことができるものとする。
- ③ 再度の確認時においても、群れが捕獲個体の周辺や発信器が受信できる範囲にいる場合は、群れの中心となるオトナメスとして、群れの分裂回避のため放獣を検討する。なお、当該個体が群れの中心であるか否かについて、性年齢識別を専門とする者の意見を踏まえて判断する。
- ④ 除去群以外の群れのオトナメスについては、個体の状態確認や捕獲状況確認のため、個体分析を行う。

(b) 除去群におけるオトナメス捕獲

除去する群れについても、除去の過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合には、(a) 除去群以外の群れのオトナメス捕獲の項目に準じて判断する。また、発信器個体は群

れの除去を円滑に進めていくため、除去過程の終盤に至るまでは放獣とする。

b 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、オトナメスの錯誤捕獲等により群れの分裂を引き起こし、被害地域の拡大を招く可能性があること等から、次の条件を満たした場合に実施可能とする。

① 捕獲の体制について、次のいずれかの条件を満たしている。

ア) 性年齢識別などの専門の知識や技術を持つ者又はかながわ鳥獣被害対策支援センターの専門職員が捕獲を実施する場合

イ) ア) のいずれかの者に識別の支援を受けて、地域の猟友会や実施隊が捕獲を実施する場合

ウ) ア) のいずれかの者が実施する性年齢識別のための講習を地域の猟友会や実施隊が受講して捕獲を実施する場合

② 捕獲当日の従事者が以下の条件を満たしていると市町村が認めた場合は、従事者の判断により、許可エリア内で射撃場所を事前に特定することなく銃器捕獲が実施できるものとする。なお、これらの条件を満たしている場合でも、必要に応じ射撃場所を特定して実施するなど、実施者へ条件を付与できるものとする。いずれの場合も、発砲場所はバッグストップがある場所に限るなど、安全確保の徹底を実施者に要請する。

ア) 地域住民の行動する場所や経路等について十分な知識を有している場合

イ) これまでに地域の住民に同行してサルを銃器捕獲を行った実績がある、または他地域でのサルに対する銃器捕獲の実績があり、安全に捕獲が実施できると見込まれる場合

③ 捕獲を実施する期間や区域等について、地域の事情に応じて事前に周辺住民や管轄の警察署、実施場所がある市町村、関係団体へ周知を行うとともに、捕獲実施の際も必要に応じて車両等に捕獲実施中の案内を掲げるなど、安全性や騒音等の地域環境に十分配慮して実施する。

④ 散弾銃による捕獲を行う場合は、原則的にスコープ照準器を装着し、スラッグ弾を使用する。ただし、性年齢識別などの専門知識や技術を持つ者が射手に同伴し、識別の支援を受けて捕獲を実施する場合は、スコープ照準器の装着は必須としない。また、除去対象群の内、捕獲の進捗により頭数が減少し、性年齢等を識別せず捕獲する群れの個体を対象として、跳弾の危険等がなく、散弾の使用による捕獲が効率的であると判断できる場合限り、次のとおり、散弾を使用できるものとする。なお、散弾を用いて捕獲を行う場合はスコープ照準器の装着は要件としない。

ア) 市町村は、散弾を使用する従事者から、事前に使用が想定される散弾の種類について報告を受ける。

イ) 市町村は、使用を予定している散弾などから、確実に捕獲する見込みがあることを確認するとともに、地域県政総合センターと調整を行う。

ウ) 捕獲実施後、捕獲時の状況(使用した銃弾の種類や発砲時のサルの状態)について、地域県政総合センターへ情報提供を行う。

⑤ 空気銃を使用する場合は、取り逃がしを防止するため、プリチャージ式空気銃を使用することとし、使用する銃器の口径・照準器や、射手の選定、射撃距離、目標設定等の捕獲方法等について予め地域県政総合センターと調整を行う。

(ウ) 個体数調整の手法と実施する市町村及び対象群について

平成30年度に銃器捕獲、麻酔銃捕獲、囲いわなによる捕獲、多頭捕獲わなによる捕獲を実施する市町村と対象とする群れは以下のとおりである。

表23 平成30年度個体数調整の手法と実施市町村及び対象群

銃器捕獲	相模原市：ダムサイト分裂群、川弟分裂群、K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群 厚木市：鳶尾群(経ヶ岳群、煤ヶ谷群) 清川村：片原群 伊勢原市：大山群、日向群、煤ヶ谷群 小田原市：S 群、H 群
麻酔銃捕獲	相模原市：ダムサイト分裂群、川弟分裂群、K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群 厚木市：鳶尾群(経ヶ岳群、煤ヶ谷群) 伊勢原市：大山群、日向群、煤ヶ谷群 小田原市：S 群、H 群
囲いわな捕獲	相模原市：K 2 群 厚木市：鳶尾群(経ヶ岳群、煤ヶ谷群) 清川村：片原群 小田原市：S 群
多頭捕獲わな捕獲	伊勢原市：大山群

(エ) 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

なお、(b)に係る捕獲個体のうち、川弟群、川弟分裂群、半原群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群、S 群、H 群、T 1 群のものについては、捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

(a) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣（学習放獣）を行う。

(b) はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

サルが近づきにくい環境をつくるために、農地周辺では、山林と農地の間の雑木、藪、雑草などの刈り払いを行い、農地の野菜や果実の取り残しや放棄果樹、廃棄果実については、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う必要がある。人家周辺では、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する必要がある。

こうした集落環境整備が地域主体で行われるよう、市町村、県及び農業者団体等は、集落

の状態を地図化して地域で共有する集落環境調査や、調査に基づいて行われる集落環境整備の計画づくりと実行を支援する。

表24 集落環境整備等の実施計画

地域 個体群	対象群 ・集団	行動域	支援内容
西湘	S群	小田原市 南足柄市 箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・農業者、住民への協力の呼びかけ ・被害状況を正確に把握するための方法の検討 ・農業者、住民への協力の呼びかけ
	H群	小田原市 真鶴町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	T1群	湯河原町 真鶴町	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去 ・県と町による集落環境調査の検討・実施
	P1群	湯河原町	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去
丹沢	ダムサイト ト分裂群	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> 【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	ダムサイト ト群	相模原市 愛川町	<ul style="list-style-type: none"> 【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 【愛川町】・前年度に実施した集落環境調査や地域検討会で抽出をした課題のうち、住民が取り組みやすい対策から講じていく ・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する
	川弟分裂 群	相模原市 愛川町 清川村	<ul style="list-style-type: none"> 【相模原市】・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 【愛川町】・前年度に実施した集落環境調査や地域検討会で抽出をした課題のうち、住民が取り組みやすい対策から講じていく ・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する 【清川村】・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する

川弟群	愛川町 清川村	<p>【愛川町】・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する</p> <p>【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>
半原群	厚木市 愛川町	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【愛川町】・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する</p>
片原群	厚木市 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>
鐘ヶ嶽群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p> <p>【伊勢原市】・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底
鳶尾群	厚木市 愛川町	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【愛川町】・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する</p>
経ヶ岳群	厚木市	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>
煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 (清川村)	<p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>【伊勢原市】・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹等残渣の埋設励行
日向群	厚木市 伊勢原市	<p>【伊勢原市】・ヤギの放牧による緩衝帯整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 <p>【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>
子易群	秦野市 伊勢原市	<p>【秦野市】・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする</p> <p>【伊勢原市】・大山、比々多地区で集落環境調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める

	大山群	秦野市 伊勢原市	<p>【秦野市】・広報やホームページ等を活用し、野菜残渣の適正処理や圃場の適正管理、餌付け禁止、人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行する ・ 市民農園向けの勉強会やチラシ配布等の啓発活動をする <p>【伊勢原市】・ヤギの放牧による緩衝帯整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・ 野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底
	丹沢湖群	山北町	・ 農家等に農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等の啓発
南秋川	K 1 群 K 2 群 K 3 群 K 4 群 恩方群	相模原市	<p>【相模原市】放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発、人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発、地域ぐるみの対策を行う組織育成</p>

(2) 農地への防護柵の設置

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

表25 防護柵設置への支援

地域 個体 群	対象群・ 集団	行動域	支援内容
西湘	S 群	小田原市 南足柄市 箱根町	<p>【小田原市】防護柵の資材購入費補助（最大 10 割補助）</p> <p>【箱根町】農家への防護柵の修繕等の促進</p> <p>【J A 西湘】電気柵購入費の支援</p>
	H 群	小田原市 真鶴町	<p>【小田原市】防護柵の資材購入費補助（最大 10 割補助）</p> <p>【真鶴町】約 400m 予定（T 1 群含む）</p> <p>【J A 西湘】電気柵購入費の支援</p>
	T 1 群	湯河原町 真鶴町	<p>【湯河原町】防護柵、防除ネットの資材購入費補助</p> <p>【真鶴町】約 400m 設置予定（H 群含む）</p> <p>【J A 西湘】電気柵購入費の支援</p>
	P 1 群	湯河原町	<p>【湯河原町】防護柵、防除ネットの資材購入費補助</p> <p>【J A 西湘】電気柵購入費の支援</p>

丹沢	ダムサイト分裂群	相模原市	【相模原市】防護柵設置費用の一部補助、防護柵の設置啓発
	ダムサイト群	相模原市 愛川町	【相模原市】防護柵設置費用の一部補助、防護柵の設置啓発 【愛川町】柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	川弟分裂群	相模原市 愛川町 清川村	【相模原市】防護柵設置費用の一部補助、防護柵の設置啓発 【愛川町】柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	川弟群	愛川町 清川村	【愛川町】柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	半原群	厚木市 愛川町 清川村	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 【愛川町】柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	片原群	厚木市 清川村	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	鐘ヶ嶽群	厚木市 清川村 伊勢原市	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知 【伊勢原市】鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	鳶尾群	厚木市 愛川町	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 【愛川町】柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	経ヶ岳群	厚木市	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助
	煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助

	日向群	伊勢原市 厚木市	【伊勢原市】鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 【厚木市】農業者への柵設置にかかる費用の一部補助
	大山群	秦野市 伊勢原市	【伊勢原市】鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	丹沢湖群	山北町	【山北町】私設柵の資材購入費補助と農家への継続的指導、モデル圃場における電気柵の効果の農家への周知 【J A 西湘】電気柵購入費の支援
南秋 川	K 1 群 K 2 群 K 3 群 K 4 群 恩方群	相模原市	【相模原市】防護柵設置費用の一部補助、防護柵の設置啓発

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的に下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

小田原市は、S群とH群の棲み分けを図るために設置した、箱根ターンパイク付近区間の広域防護柵の適切な維持管理を行う。

(4) 追い払い

農地、住宅地等に出没する群れや個体に対しては、住民を中心に地域が主体となった追い払いを実施し、県及び市町村は、地域の取組みを支援する。

なお、追い払いの実施に備えて事前に地域周辺を調査し、予め追い払う方向を定めておく。

(5) 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「P34(エ)捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサル行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、人工林の間伐や混交林化を進め、林床植生の回復や広葉樹の生育を図ることを通じて、サルを含む野生動物の山間部における生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。

また、県は、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

○ カウント調査

県内に主な行動域がある加害群について、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

○ 行動域調査

各加害群を対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

○ 捕獲個体分析

市町村などの協力を得ながら、川弟群、川弟分裂群、半原群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、K1群、K2群、K3群、K4群、S群、H群、T1群の個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体のうちメスを対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組みに活用できるようにフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果等の情報を集約・分析し、分析の結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

- 山静神、東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

6 群れごとの事業実施計画

平成 30 年度 S 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
目標頭数	・平成30年度末までに群れを除去	・0頭
目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・小田原市大窪地区・早川地区・久野地区・富水地区 箱根町湯本地区、南足柄市沼田地区・岩原地区
頭数	・17頭（平成29年度生息状況調査による）
農業被害	・小田原市452千円（H群含む、12月末現在）、箱根町不明、南足柄市不明
生活・人身被害	・小田原市68件（H群含む、12月末現在） ・箱根町14件（12月末現在） ・南足柄市5件（12月末現在） ・大窪地区と湯本地区での生活被害が多い

3 主な課題

- ・箱わな、囲いわな、銃器等による全頭捕獲
- ・H群をS群行動域内に侵入させない
- ・南足柄方面に拡散させない
- ・大窪地区、湯本地区等における生活被害の根絶

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・管理困難な群れとして除去 処分数 15(2)頭（はこわな、囲いわな、銃器、麻酔銃による捕獲、（）は交通事故、自然死による死亡数で内数） ・小田原市追い払い隊員に性年齢識別講習の実施（銃器使用） ・県によるGPSを活用した捕獲支援
	追い上げ	・小田原市追い払い隊8名275日 ・箱根町追い払い隊5名185日、職員3回 ・南足柄市野猿対策協議会及び市職員2回
被害防除対策	集落環境整備	・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・被害状況を把握するため、被害届出書の様式や受付方法を改善
	農地への防護柵	・小田原市：防護柵の資材購入費補助（最大10割補助） ・JA西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m）
	追い払い	・小田原市：大窪地区7自治会に電動ガン貸し出し、煙火配布 ・箱根町：住民へ追い払い器具の貸出・配布 ・南足柄市：住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし

	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：HPでサル的位置情報提供 ・小田原市：広報誌で餌になるものを戸外に放置しないよう啓発 ・小田原市：研修会等の実施 ・小田原市：夏季に出没する地域への注意喚起 ・箱根町：観光客等への餌付け禁止の周知 ・南足柄市：まち comi で情報提供 ・南足柄市：サル出没时间に出没地周辺を公用車で注意喚起の放送 ・南足柄市：サル対策用リーフレットの配布等による周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度末0頭に向けて捕獲が進む ・小田原市以外は捕獲実績がなく捕獲方法等を要検討
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：定例的な追い払いにより被害が軽減 ・小田原市：一部市街地で煙火の音に苦情が入り追い払いが困難 ・箱根町：追い払い隊業務時間以外の対応 ・箱根町：夜間や早朝に屋根等での騒音被害等の発生 ・南足柄市：追い払いの人手不足
被害防除対策	集落環境整備	・住民間でサルを誘引しないような意識が浸透してきている
	農地への防護柵	・農作物に防護ネットを設置しているがサルが侵入し被害発生
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・箱根町：追い払い器具の貸出により同一被害者からの通報減少
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・なし
生息環境整備	森林整備	・なし

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・群れの全頭除去に向け、群れの分裂に留意しつつ捕獲を進める
群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理困難な群れの除去 計画捕獲数 5頭(全頭) (箱わな、囲いわな、銃器等による捕獲) 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市追い払い隊による追い払い 365日 ・箱根町追い払い隊による追い払い 休日等を除く平日 ・南足柄市追い払い隊による追い払い 15日
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・農業者、住民への協力の呼びかけ ・被害状況を正確に把握するための方法の検討 ・農業者、住民への協力の呼びかけ
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：防護柵の資材購入費補助 (最大 10割補助) ・箱根町：農家への防護柵の修繕等の促進 ・J A西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理 (1,375m)
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：大窪地区7自治会に電動ガンの貸し出し ・箱根町：住民への追い払い器具の貸出・配布

		・南足柄市：住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：HPでサルの位置情報提供 ・小田原市：広報誌で餌になるものを戸外に放置しないよう啓発 ・箱根町：観光客等への餌付け禁止の周知 ・南足柄市：まち comi で情報提供 ・南足柄市：サル出没時に出没地周辺を公用車で注意喚起の放送 ・南足柄市：サル対策用リーフレットの配布等による周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成 30 年度 H 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
目標頭数	・平成30年度末までに群れの頭数を30頭まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
目標エリア	・白銀林道周辺	・白銀林道周辺 ・東海道新幹線及び県道740号線より海側での利用減少 ・真鶴町岩地区の利用減少

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・小田原市早川地区・片浦地区、真鶴町岩地区
頭数	・35頭（平成29年度生息状況調査による）
農業被害	・小田原市452千円（S群含む、12月末現在） ・真鶴町619千円（T1群含む、12月末現在）
生活・人身被害	・小田原市68件（S群含む、12月末現在） ・真鶴町31件（T1群含む、12月末現在） ・早川地区での生活被害が多い

3 主な課題

- ・箱わな、銃器等の捕獲による群れの縮小
- ・オトナメスが大幅に減少し分派等の可能性
- ・GPSを活用した方向を定めた追い上げ
- ・各地区における生活被害の根絶と農業被害の減少

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・適正配置とするための群れの縮小 処分数 10(1)頭（はこわな、銃器による捕獲、（）は交通事故による死亡数で内数、処分数の内3頭は平成28年度捕獲許可分による捕獲） ・小田原市追い払い隊員に性年齢識別講習の実施（銃器使用）
	追い上げ	・小田原市追い払い隊8名 275日 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊15名 1524.5h ・真鶴町鳥獣被害対策実施隊6回、職員18回 ・真鶴町：毎朝スクールバス運転手による児童生徒の安全確保 ・県によるGPSを活用した追い上げの試行9日
被害防除対策	集落環境整備	・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・被害状況を把握するため、被害届出書の様式や受付方法を改善

	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：防護柵の資材購入費補助（最大 10 割補助） ・J A 西湘：電気柵購入費の支援 ・真鶴町約 450m（T 1 群含む）
	広域防護柵	・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m）
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：HP でサル の位置情報提供 ・小田原市：広報誌で餌になるものを戸外に放置しないよう啓発 ・真鶴町：石名坂付近でサル の出没を確認し安全通行
生息環境整備	森林整備	・地域水源林整備による森林整備

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・捕獲計画に沿って餌が乏しい春季に向けて捕獲推進
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：定例的な追い払いにより被害が軽減 ・小田原市：一部市街地で煙火の音に苦情が入り一定方向への追い払いが困難 ・現状より餌環境が悪い場所への追い上げが可能か疑問 ・真鶴町：住宅街に出没する際の周知が必要 ・県によるGPSを活用した追い上げの試行結果が未定
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住民間でサルを誘引しないような認識が浸透してきている ・耕作放棄地が市内に点々とし全ての誘引物の除去は困難 ・農業者の高齢化、後継者不足に加え、被害が減らないことにより耕作意欲が低下
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者が電気柵設置に積極的でない ・農作物に防護ネットを設置しているが、それでもサルが侵入し被害を与えている ・果樹の被害が甚大で被害拡大を防ぐことが課題
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・小田原市：住民が追い払うという意識が浸透されてきている
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・なし
生息環境整備	森林整備	・なし

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・群れの縮小に向けて個体数管理（加害個体捕獲を含む）と追い上げ等を重点的に実施
群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配置とするための群れの縮小 計画捕獲数 4頭（コドモ・アカンボウ） （箱わな、銃器等による捕獲）
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市追い払い隊による追い払い 365日 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い ・真鶴町鳥獣被害対策実施隊による追い払い ・真鶴町：毎朝スクールバス運転手による児童生徒の安全確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・県によるGPSを活用した追い上げの試行結果を踏まえた方向を定めた追い上げ
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を放置しないなど誘引物除去の周知 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：防護柵の資材購入費補助（最大10割補助） ・JA西湘：電気柵購入費の支援 ・真鶴町約400m予定（T1群含む）
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m）
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の特定と捕獲の強化 ・銃器捕獲の実施
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：HPでサルの位置情報提供 ・小田原市：広報誌で餌になるものを戸外に放置しないよう啓発 ・真鶴町：石名坂付近でサルの出没を確認し安全通行
生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域水源林整備による森林整備

平成 30 年度 T 1 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
目標頭数	・平成30年度末までに群れの頭数を30頭まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
目標エリア	・天照山周辺	・天照山周辺 ・湯河原町市街地、真鶴地区の利用減少

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・湯河原町宮上・宮下・城堀・鍛冶屋・吉浜・川堀地区、真鶴町真鶴地区
頭数	・28頭（平成29年度生息状況調査による）
農業被害	・湯河原町約965千円（12月末時点）、真鶴町619千円（H群含み、12月末時点）
生活・人身被害	・湯河原町約38件（12月末時点）、真鶴町31件（H群含み、12月末時点）

3 主な課題

- ・オトナメスが大幅に減少し分派等の可能性
- ・湯河原市街地、真鶴地区での生活被害
- ・コドモ以外の捕獲

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの縮小 処分数 3頭（はこわなによる捕獲）
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊 171日、職員 32回 ・真鶴町職員 11回（実施隊の出動回数 0回）
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発、野菜残渣の埋設励行など 一部の誘引物の除去
	農地への防護柵	・湯河原町：防護柵、防除ネットの資材購入費補助 ・JA西湘：電気柵購入費の支援 ・真鶴町約450m（H群含む）
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・地域水源林整備による森林整備

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・箱わなでのコドモ以外の捕獲が難しい

	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町: 追い払いの実施により農家人家への出没減少 ・湯河原町: 追い払い隊員の高齢化 ・湯河原町: 追い払ってもすぐ戻ってくる ・湯河原町: 市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・真鶴町: 出没地域に寺院、保育園、民家があり生活上の脅威
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町: 地域ぐるみのサル対策の推進 ・湯河原町: 作付した果樹や農作物がサルの餌になっている
	農地への防護柵	・農業者が電気柵設置に積極的でない
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・なし
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・なし
生息環境整備	森林整備	・なし

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・群れの縮小に向けた個体数管理（加害個体捕獲を含む）と追い上げ等を重点的に実施
群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの縮小 計画捕獲数 2頭（コドモ・アカンボウ） （箱わなによる捕獲）
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊による追い払い ・湯河原町職員による追い払い ・真鶴町鳥獣対策実施隊による追い払い ・県・市町等の連携による泊まり場等での追い上げを検討
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去 ・県と町による集落環境調査の検討・実施
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町: 防護柵、防除ネットの資材購入費補助 ・真鶴町: 約400m設置予定（H群含む） ・J A西湘: 電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲の強化
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・地域水源林整備による森林整備

平成 30 年度 P 1 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
目標頭数	・現状維持	・現状維持
目標エリア	・なし	・湯河原町全域での利用減少

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・熱海市、湯河原町宮上・宮下・土肥・門川地区 ・熱海市を主に利用
頭数	・5頭（平成29年度生息状況調査による）
農業被害	・不明
生活・人身被害	・ハナレザルの市街地への侵入で稀に生活被害が発生

3 主な課題

- ・生活被害の根絶

4 前年度実績

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去
	農地への防護柵	・湯河原町：防護柵、防除ネットの資材購入費補助 ・J A 西湘：電気柵購入費の支援なし
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

項目		内容
群れ管理	個体数管理	・なし
	追い上げ	・追い払いの実施により、農家・人家への出没数が減少 ・追い払い隊員の高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・通報自体は減っているが、熱海市との境に依然出没し、いつ戻ってくるか分からない
被害防除対策	集落環境整備	・地域ぐるみのサル対策の推進
	農地への防護柵	・なし
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・なし
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・なし

生息環境整備	森林整備	・なし
--------	------	-----

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・追い払いを重点的に実施
群れ管理	個体数管理	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など一部の誘引物の除去
	農地への防護柵	・湯河原町：防護柵、防除ネットの資材購入費補助 ・J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成 30 年度ダムサイト群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数		・維持
(2) 目標エリア		・南山方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市長竹地区、青山地区、鳥屋地区 ・愛川町横根地区、真名倉地区 ・主な生息域は相模原市鳥屋地区であり、冬季には愛川町を集中的に利用している
(2) 頭数	・11頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市 1,974 千円（ダムサイト分裂群、川弟分裂群も含む） ・愛川町 68 千円（川弟分裂群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市 5 件

3 主な課題

「観光地における餌付け行為」、「農業被害の防止」

4 前年度実績

項目	内容										
(1) 群れ管理	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">個体数管理</td> <td>【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持</td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td>[相模原市] ・委託業者による追い払い 2 名 222 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2 名 58 日</td> </tr> </table>	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2 名 222 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2 名 58 日						
	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持									
追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2 名 222 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2 名 58 日										
(2) 被害防除対策	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">集落環境整備</td> <td>[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 [愛川町] ・川北横根地区における集落環境調査の実施 ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成</td> </tr> <tr> <td>農地への防護柵</td> <td>【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し</td> </tr> <tr> <td>広域防護柵</td> <td>・維持管理</td> </tr> <tr> <td>追い払い</td> <td>[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122 日） ・職員による追い払い（出動：5 回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し</td> </tr> <tr> <td>加害個体捕獲</td> <td></td> </tr> </table>	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 [愛川町] ・川北横根地区における集落環境調査の実施 ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成	農地への防護柵	【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し	広域防護柵	・維持管理	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122 日） ・職員による追い払い（出動：5 回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し	加害個体捕獲	
	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 [愛川町] ・川北横根地区における集落環境調査の実施 ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成									
	農地への防護柵	【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し									
	広域防護柵	・維持管理									
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122 日） ・職員による追い払い（出動：5 回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し									
加害個体捕獲											

	その他	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立あいかわ公園及び宮ヶ瀬ダム内での餌付け行為を防止するため、チラシや看板等により来園者への周知徹底を図るよう管理者へ依頼をした <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市 9.72ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	
	追い上げ	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【成果】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落環境調査を実施したことにより、住民が地域の課題を意識するようになった ・ 果樹マップを作成したことにより、今後の果樹管理を計画的に行いやすくなった <p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・ 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季にサルを誘引するキンカン等の柑橘類の管理及び対策不足 ・ 収穫作物の庭先への仮置き、種芋の無防備な保管等をサルに学習されたことによる同一家屋での被害
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭菜園程度の小規模農地が多く、柵設置への意欲が低い
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【成果】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防衛組織の増加 1 組織 <p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・ 追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている

	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・ 県立あいかわ公園内において、来園者による餌付け行為により、人馴れが進む恐れがある
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・ 行動域が相模原市及び愛川町にまたがるため、相互の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲は実施せず、現在の規模で維持をする。 ・ 観光地に対して、餌付け行為の禁止を普及啓発する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲計画数】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0頭
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南山方面へ向けた追い上げ [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による追い払い ・ 農業者等による追い払い ・ 専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・ 地域ぐるみの対策を行う組織育成 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度に実施した集落環境調査や地域検討会で抽出をした課題のうち、住民が取り組みやすい対策から講じていく ・ サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置費用の一部補助 ・ 防護柵の設置啓発 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ煙火等の追い払い物品を配布 ・ 組織的な追い払い実施の啓発 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人による追い払い効果が低いことから、サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを目指す
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握 [愛川町]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対して来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼をする
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度ダムサイト分裂群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れを除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市寸沢嵐地区、三ヶ木地区、青山地区、青野原地区、鳥屋地区、牧野地区 ・主な生息域は相模原市緑区青野原地区、青山地区、鳥屋地区、寸沢嵐地区である
(2) 頭数	・20頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市2,220千円（ダムサイト群、川弟分裂群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市3件

3 主な課題

「はこわなへの警戒心が強く、捕獲が困難」、「人身被害発生の危惧」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・2頭	
	追い上げ [相模原市] ・委託業者による追い払い2名 222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名 58日	
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
(3) 生息環境整備	森林整備 ・相模原市9.72ha	
	その他	[相模原市] ・JA津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【問題点】

		[相模原市] ・はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いため、効率的な わな捕獲が困難
	追い上げ	【問題点】 [相模原市] ・追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没し てしまう
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] ・防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境 整備	森林整備	

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・人身被害の発生を防ぐため、群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・18頭（全頭） 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。
	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 ・全頭捕獲が完了するまでの間は、被害軽減のため、仙洞寺 山、茨菰山方面への追い上げを実施し、寸沢嵐地区及び青 山地区の利用減少を目指す
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 ・防護柵の設置啓発
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発
	その他	[相模原市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		

平成 30 年度川弟群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数		・群れの頭数を50頭程度まで縮小
(2) 目標エリア		・法論堂林道より北側 ・仏果山方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・愛川町馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区 ・清川村横山地区、法論堂地区、柿ノ木平地区、坂尻地区
(2) 頭数	・63頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害金額】 ・清川村 61千円 【自家用作物】 ・清川村 0.16t
(4) 生活・人身被害	・愛川町 1件 ・清川村 3件

3 主な課題

「個体数の増加により分裂が危惧される」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去、及び廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵 【設置費用一部補助】 ・愛川町 7件 ・清川村 4件 【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し
	広域防護柵 ・維持管理
	追い払い [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し [清川村] ・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い（巡回：55回 出動：3回）

	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	・清川村西ヶ谷戸地区 18.09ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・頭数が多く、3グループ程度で行動しており、分裂が危惧される
	追い上げ	【問題点】 ・群れサイズが大きいため、追い上げが難しい
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季にサルを誘引するユズ等の柑橘類の管理及び対策不足 [清川村] ・取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【成果】 [清川村] ・電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加した 【問題点】 [愛川町] ・主な農作物被害発生地区では、電気柵による防除が進んでいるものの、普及率は十分とは言えない
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている [清川村] ・住民等からの通報が減少している
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [愛川町] ・馬渡地区、塩川地区、塚原地区においては、半原群と重複して交互に出没する時期もあり、地域住民の精神的負担となっている
(3) 生息環境整備	森林整備	【問題点】 [清川村] ・鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない
(4) その他		【問題点】 ・行動域が愛川町及び清川村にまたがるため、相互の連携が必要

6 実施計画

項目	内容
----	----

(1) 事業の実施方針		・ 個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・ 適正配置とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 ・ 14 頭
	追い上げ	・ 個体数を 40 頭程度まで縮小させてから実施する
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[愛川町] ・ サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する [清川村] ・ 民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する
	農地への防護柵	[愛川町] ・ 柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す [清川村] ・ 電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[愛川町] ・ 個人による追い払い効果が低いことから、サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを目指す [清川村] ・ 銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いの実施 ・ 定期巡回の実施
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		・ 関係市町村で協力を図る

平成 30 年度川弟分裂群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数		・群れの頭数を40頭程度まで縮小
(2) 目標エリア		・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市鳥屋地区 ・愛川町檜原地区、市之田地区 ・清川村春ノ木丸地区、吹風地区
(2) 頭数	・60頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市1,959千円（ダムサイト分裂群、川弟分裂群も含む） ・愛川町68千円（ダムサイト群も含む）
(4) 生活・人身被害	・愛川町1件 ・清川村5件

3 主な課題

「個体数の増加により分裂が危惧される」、「観光地における餌付け行為」、「捕獲実施場所の確保が困難」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・1頭
	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い2名 222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名 58日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 [愛川町] ・川北横根地区における集落環境調査の実施 ・地域検討会及び勉強会の実施 ・果樹マップの作成 [清川村] ・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・愛川町7件 【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し
	広域防護柵	・維持管理

	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い（巡回：73回 出動：5回）
	加害個体捕獲	
	その他	<p>[県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立あいかわ公園及び宮ヶ瀬ダム内での餌付け行為を防止するため、チラシや看板等により来園者への周知徹底を図るよう管理者へ依頼をした <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市 41.31ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数の増加による分裂が危惧される <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いいため、効率的なわな捕獲が困難 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の捕獲可能場所への出没が少ないため、捕獲が困難である <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地のため、箱わなの設置箇所が制限されている
	追い上げ	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【成果】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落環境調査を実施したことにより、住民が地域の課題を意識するようになった ・果樹マップを作成したことにより、今後の果樹管理を計画的に行いやすくなった <p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加 <p>[愛川町]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季にサルを誘引するキンカン等の柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	<p>【成果】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な行動域周辺において、積極的な防護柵の設置を進めたところサルの動線が変化した <p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の設置が進んでいない地域がある <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園が多く、電気柵等の設置が困難
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている
	加害個体捕獲	
	その他	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地における餌付け行為により、人馴れが進行している
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が相模原市、愛川町及び清川村にまたがるため、関係市町村の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る ・観光地に対して、餌付け行為の禁止を普及啓発する
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模とするための群れの縮小 <p>【捕獲計画数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15頭
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・早戸川林道方面及び金沢林道方面へ向けた追い上げ <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 <p>[愛川町]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に実施した集落環境調査や地域検討会で抽出をした課題のうち、住民が取り組みやすい対策から講じていく ・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する
	農地への防護柵	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置費用の一部補助 ・防護柵の設置啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人による追い払い効果が低いことから、サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを目指す <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いの実施 ・定期巡回の実施
	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対して来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼をする <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地における餌付け行為の禁止を徹底する
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林整備等による森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度半原群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数		・群れの頭数を40頭程度まで縮小
(2) 目標エリア		・経ヶ岳より北側

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区 ・愛川町馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区
(2) 頭数	・45頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・厚木市467千円（鳶尾群、経ヶ岳群、片原群も含む）
(4) 生活・人身被害	

3 主な課題

「行動域拡大の防止」、「農作物被害及び生活被害の防止」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・厚木市1件 ・愛川町1件 【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回） ・地域住民による追い払い [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：122日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	・厚木市荻野、棚沢地区10.6ha

(4) その他	
---------	--

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・当初 20 頭程度の群れであったものが、現在 45 頭まで個体数が増加している
	追い上げ	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季にサルを誘引するユズ等の柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	【問題点】 [愛川町] ・主な農作物被害発生地区では、電気柵による防除が進んでいるものの、普及率は十分とは言えない
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい [愛川町] ・馬渡地区、塩川地区、塚原地区においては、川弟群と重複して交互に出没する時期もあり、地域住民の精神的負担となっている
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 ・10 頭
	追い上げ	・経ヶ岳より北側へ向けた追い上げ
(3) 被害防除	集落環境整備	[厚木市]

対策		<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [愛川町] ・サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> [厚木市] ・農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 [愛川町] ・柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> [厚木市] ・追い払い員による追い払い ・地区追い払い隊による追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 [愛川町] ・個人による追い払い効果が低いことから、サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを目指す
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林整備等による森林整備

平成 30 年度鳶尾群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成30年度末までに群れを除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区 ・愛川町海底地区、幣山地区、八菅山地区、棚沢地区
(2) 頭数	・42頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・厚木市467千円（経ヶ岳群、半原群、片原群も含む）
(4) 生活・人身被害	・厚木市1件

3 主な課題

「群れの中心となるオトナメスの捕獲方法」、「生活被害及び人身被害の防止」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・41頭
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・厚木市1件 ・愛川町4件 【その他】 [愛川町] ・簡易電気柵の貸し出し
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[厚木市] ・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回） ・地域住民による追い払い [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡回：244日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の配布 ・ロケット花火発射台の貸し出し
	加害個体捕獲	
その他	[厚木市] ・ホームページでサルの位置情報を提供	

(3) 生息環境整備	森林整備	・厚木市荻野、棚沢地区 10.6ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [厚木市] ・囲いわなによる捕獲を検討しているものの、設置予定箇所への餌付け効果が低い
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季にサルを誘引するユズ等の柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	【問題点】 [愛川町] ・主な農作物被害発生地区では、電気柵による防除が進んでいるものの、普及率は十分とは言えない
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・住宅街と山林部が隣接している地域のため、群れの住宅街への出没から山林部へ移動する時間が速く、追い払いの十分な効果が望めない ・住宅街では、音を使用した追い払いが制限される ・人馴れをしており、追い払ってもすぐに戻ってくる [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの除去に向け、関係機関で協力をしながら、群れの分裂に留意しつつ捕獲を進める
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・17頭（全頭） 注)上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。
	追い上げ	

(3) 被害防除 対策	集落環境整備	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> サルを誘引する果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進する
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> 柵設置による防除効果及び補助金の説明を行い、積極的な自主防除を促す
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き維持管理を行う
	追い払い	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払い員による追い払い 地区追い払い隊による追い払い 地域住民による追い払いへの支援 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人による追い払い効果が低いことから、サル移動監視員を中心とした地域ぐるみの追い払いを目指す
	その他	
(4) 生息環境 整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> 厚木市荻野地区 1.0ha
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村で協力を図る

平成 30 年度経ヶ岳群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れを除去(注)	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

注) 平成30年度中の除去を目指し取り組むが、達成が困難だった場合、平成33年度末までの除去を目指す。

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区、小鮎地区
(2) 頭数	・34頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・厚木市荻野地区 467千円（鳶尾群、半原群、片原群も含む） ・厚木市小鮎地区 3,130千円（煤ヶ谷群、片原群も含む）
(4) 生活・人身被害	・厚木市 17件

3 主な課題

「群れの除去による他の群れの行動域の変化」、「群れの中心となるオトナメスの捕獲方法」、
「生活被害及び人身被害の防止」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・22(1)頭()は交通事故による死亡数で内数)
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・厚木市 6件
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[厚木市] ・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：78回 小鮎地区：51回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：4回）
	加害個体捕獲	
	その他	[厚木市] ・ホームページでサル的位置情報を提供
(3) 生息環境整備	森林整備	・地域水源林整備等による森林整備
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・住宅街と山林部が隣接している地域のため、群れの住宅街への出没から山林部へ移動する時間が速く、追い払いの十分な効果が望めない ・住宅街では、音を使用した追い払いが制限される ・人馴れをしており、追い払ってもすぐに戻ってくる
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの除去に向け、他の群れの動きを見ながら、群れの分裂に留意しつつ捕獲を進める ・生息域の周辺に複数の群れが密集しているため、除去中及び除去後の近隣群の行動域の拡大に留意する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・22頭（全頭） 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。 ※はこわなでの捕獲は、群れの中心となるオトナメスを除き、群れの分裂等が生じないように捕獲を実施する ※大型囲いわな等の新たな捕獲方法を導入する場合には、半原群や川弟群等の近隣群の行動に影響がある場合の対応等について、事前に県が調整し近隣市町村等の関係機関と協議を行う ※群れの除去に伴い、近隣群の行動域が経ヶ岳群の行動域に拡大しないよう、近隣群の位置把握や追い払い、広域防護柵の維持管理等の取組みを強化する
	追い上げ	
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	[厚木市] ・農業者への柵設置にかかる費用の一部補助
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う

	追い払い	[厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い員による追い払い ・ 地区追い払い隊による追い払い ・ 地域住民による追い払いへの支援
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	・ 厚木市荻野地区 1.0ha
(5) その他		・ 県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度煤ヶ谷群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れを除去(注1)	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

注1) 平成30年度中の除去を目指し取り組むが、達成が困難だった場合、平成33年度末までの除去を目指す。

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市小鮎地区、玉川地区 ・伊勢原市高森、栗窪、東富岡地区
(2) 頭数	・47頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・厚木市小鮎地区3,130千円（経ヶ岳群、片原群も含む） ・厚木市玉川地区3,446千円（鐘ヶ嶽群、日向群、高森集団も含む） ・伊勢原市被害報告なし（自家用作物27千円：高森集団を含む）
(4) 生活・人身被害	・厚木市12件

3 主な課題

厚木市「群れの中心となるオトナメスの捕獲方法」、「生活被害及び人身被害の防止」

伊勢原市「高森、栗窪、東富岡地区での農業被害及び生活被害」、「行動域の拡大の懸念」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[目的]適正配置とするための群れの除去 [処分数]20(3)頭（厚木市20(3)頭、伊勢原市0頭、（ ）は交通事故による死亡数で内数） [捕獲方法]はこわな、麻酔銃、（銃器）
	追い上げ	[伊勢原市] [追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・厚木市6件
	広域防護柵	[厚木市] ・維持管理
	追い払い	[厚木市] ・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（小鮎地区：51回、玉川地区69回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出勤：6回） [伊勢原市]

		・農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
	加害個体捕獲	
	その他	[厚木市] ・ホームページでサル の位置情報を提供 [伊勢原市] ・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・農林整備担当や森林所有者による管理
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[伊勢原市] [問題点] ・頭数は減少したが、いまだに生活被害や農作物被害がある
	追い上げ	[伊勢原市] [問題点] ・行動域の拡大が懸念される
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[伊勢原市] [成果] ・未収穫農産物、収穫残渣の処分及び放任果樹の伐採等の意識が根付いてきた
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・住宅街と山林部が隣接している地域のため、群れの住宅街への出没から山林部へ移動する時間が速く、追い払いの十分な効果が望めない ・住宅街では、音を使用した追い払いが制限される ・人馴れをしており、追い払ってもすぐに戻ってくる [伊勢原市] ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある 【成果】 [伊勢原市] ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい
(3) 生息環境整備	森林整備	【成果】 [伊勢原市] ・森林環境の改善
(4) その他		

6 実施計画

項目	内容
----	----

(1) 事業の実施方針		[厚木市] ・群れの除去に向け、群れの分裂に留意しつつ捕獲を進める [伊勢原市] ・捕獲を継続し、全頭捕獲を目指す
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・30頭（全頭） 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。 ※はこわなでの捕獲は、群れの中心となるオトナメスを除き、群れの分裂等が生じないように捕獲を実施する ※大型囲いわな等の新たな捕獲方法を導入する場合には、半原群や川弟群等の近隣群の行動に影響がある場合の対応等について、事前に県が調整し近隣市町村等の関係機関と協議を行う ※群れの除去に伴い、近隣群の行動域が経ヶ岳群の行動域に拡大しないよう、近隣群の位置把握や追い払い、広域防護柵の維持管理等の取組みを強化する
	追い上げ	[伊勢原市] ・追い払い隊員による追い払い活動及び行動域調査 ・効果的な追い払いの方法の検討と実施（成瀬地区） ・厚木市と連携した追い払いの実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行
	農地への防護柵	[厚木市] ・農業者への柵設置にかかる費用の一部補助
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	追い払い	[厚木市] ・追い払い員による追い払い ・地区追い払い隊による追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 [厚木市] ・地域が実施する追い払いへの支援
	その他	[伊勢原市] ・携帯メールによるサル の位置情報提供
(4) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・農林整備担当や関係機関、関係団体との連携により森林整備を進める
(5) その他		

平成 30 年度片原群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数		・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区、小鮎地区 ・清川村寺鐘地区、舟沢地区
(2) 頭数	・16頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・厚木市荻野地区 467千円（鳶尾群、経ヶ岳群、半原群も含む） ・厚木市小鮎地区 3,130千円（経ヶ岳群、煤ヶ谷群も含む）
(4) 生活・人身被害	・厚木市 1件 ・清川村 9件

3 主な課題

「全頭捕獲に向けた発信器装着個体の処分方法」、「生活被害及び人身被害の防止」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲頭数】 ・6(1)頭（()は交通事故による死亡数で内数）
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去、及び廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・厚木市 6件 ・清川村 4件
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い （荻野地区：78回 小鮎地区：51回） ・地域住民による追い払い [清川村] ・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い （巡回：60回 出動：9回）
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境	森林整備	・厚木市荻野、棚沢地区 10.6ha

整備	・清川村北ノ垣戸地区ほか 25.01ha
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [清川村] ・行動域が行政区域をまたいでいるため、清川村内にいないことが多い
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [清川村] ・取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【成果】 [清川村] ・電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加した
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 [清川村] ・住民等からの通報が減少している
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい
(3) 生息環境整備	森林整備	【問題点】 [清川村] ・鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない
(4) その他		【問題点】 ・行動域が厚木市及び清川村にまたがるため、相互の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの除去に向け、関係機関で協力をしながら、群れの分裂に留意しつつ捕獲を進める
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・12頭（全頭） 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。
	追い上げ	
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [清川村]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ [厚木市] ・ 農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 ・ [清川村] ・ 電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ [厚木市] ・ 地区追い払い隊による追い払い ・ 地域住民による追い払いへの支援 ・ [清川村] ・ 銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いの実施 ・ 定期巡回の実施
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水源林整備等による森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村で協力を図る

平成 30 年度鐘ヶ嶽群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・20頭程度で維持	・群れの頭数を20頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢（権現沢）方面	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢（権現沢）方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市玉川地区 ・清川村清水ヶ丘地区、金翅地区 ・伊勢原市日向地区
(2) 頭数	・24頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市 3,446千円（煤ヶ谷群、日向群、高森集団も含む） ・伊勢原市 452千円（日向群を含む）
(4) 生活・人身被害	なし

3 主な課題

厚木市「行動域拡大の防止」、「農作物被害及び生活被害の防止」
 伊勢原市「行動域の重複」、「日向地区の農業被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲頭数】 ・2頭（H28年度捕獲許可分による捕獲）
	追い上げ [伊勢原市] [追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） [組織的追い払い] 高部屋地区3回
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底
	農地への防護柵 【設置費用一部補助】 ・厚木市1件 ・清川村4件
	広域防護柵 ・維持管理
	追い払い [厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：69回） ・地域住民による追い払い [清川村] ・銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払い（巡回：61回）

		[伊勢原市] ・農家へロケット花火、バクチクの配布 ・自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与
	加害個体捕獲	
	その他	[伊勢原市] ・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	森林整備	[清川村] ・清川村原地区ほか7.24ha [伊勢原市] ・農林整備担当や森林所有者による管理
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [伊勢原市] ・平成28年度に捕獲を進めたが、いまだに生活被害や農作物被害がある ・依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入がある
	追い上げ	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 [清川村] ・被害報告がなく、被害の実態把握が困難 ・住宅地周辺の地域は銃器による追い払いが制限されている
(2) 被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	【問題点】 [伊勢原市] ・侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難 [伊勢原市] ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある ・追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足 【成果】 [伊勢原市] ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	【問題点】 [清川村]

		<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない 【成果】 [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 森林環境の改善
(4) その他		【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 行動域が厚木市、清川村及び伊勢原市にまたがるため、相互の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> 適正な規模で維持するための個体数調整を実施する 南下対策を促進する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 適正配置とするための群れの維持・縮小 【計画捕獲数】 4頭 【捕獲方法】 はこわな、麻酔銃、(銃器) [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 厚木市、清川村と連携して捕獲を実施
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> 鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方面へ向けた追い上げ [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 追い払い隊員による追い払い活動及び行動域調査
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [清川村] <ul style="list-style-type: none"> 民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底。 野菜、果樹等残渣の埋設励行。 ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底。
	農地への防護柵	[厚木市] <ul style="list-style-type: none"> 農業者への柵設置にかかる費用の一部補助 [清川村] <ul style="list-style-type: none"> 電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知 [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[厚木市] <ul style="list-style-type: none"> 地区追い払い隊による追い払い 地域住民による追い払いへの支援 [清川村] <ul style="list-style-type: none"> 銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いの実施 定期巡回の実施 [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 地域が実施する追い払いへの支援。 自衛組織の追加設置(大山地区・日向地区)
	その他	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 携帯メールによるサル的位置情報提供
(4) 生息環境	森林整備	[清川村]

整備		<ul style="list-style-type: none"> ・八幡、別所地区ほか 17.79ha ・大石地区ほか 30.80ha [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・農林整備担当や関係機関、関係団体との連携により森林整備を進める
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村で協力を図る

平成 30 年度日向群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	30 頭程度で維持	・群れの頭数を 30 頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・大山北斜面	・猪山作業道、薬師林道（大山街道以南に渡らせない）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	伊勢原市：日向、上粕屋、大山、子易地区 厚木市：玉川地区
(2) 頭数	・36 頭（平成 29 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	伊勢原市：533 千円（大山群、子易群、鐘ヶ嶽群を含む） 厚木市：3,446 千円（煤ヶ谷群、鐘ヶ嶽群、高森集団も含む）
(4) 生活・人身被害	向地区：生活被害 1 件（鐘ヶ嶽群を含む）

3 主な課題

- ・行動域の拡大、重複
- ・日向地区での農業被害、生活被害
- ・オトナメスの個体数管理
- ・農作物被害及び生活被害の防止

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【処分数】 8 頭 【捕獲方法】 はこわな、麻酔銃、（銃器）
	追い上げ [伊勢原市] [追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 高部屋地区 3 回
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [伊勢原市] ・子易地区において地域住民と協働しヤギの放牧による緩衝帯整備を約 4,500 m ² 実施 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 [厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵 【設置費用一部補助】 ・厚木市 1 件
	広域防護柵 ・維持管理
	追い払い [伊勢原市] ・農家へロケット花火、バクチクの配布 ・自衛組織への受信機、パチンコ等の貸与

		[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：69回） ・地域住民による追い払い
	加害個体捕獲	
	その他	[伊勢原市] [位置情報の提供] ・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・林整備担当や森林所有者による管理
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[伊勢原市] [問題点] 箱わなで捕獲される個体はコドモが多いため、箱わなに慣れたオトナやワカモノを捕獲するための対策が必要
	追い上げ	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 [伊勢原市] ・行動域が南下傾向にあり、伊勢原カントリークラブ周辺で行動することが増えた（行動域の拡大） ・行動域が地区をまたいでいるため、組織的追い払いが困難な場合がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【成果】 [伊勢原市] ・未収穫農産物、収穫残渣の処分及び放任果樹の伐採等の意識が根付いてきた 【問題点】 [伊勢原市] ・対策未実施の未収穫農作物、放任果樹等 ・林縁部の観光地における、ハイカー等による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
	農地への防護柵	【成果】 [伊勢原市] ・設置農地での被害が減少 【問題点】 [伊勢原市] ・侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難 [伊勢原市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減（追い払い翌日には戻ってくる状況） ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者（地域住民）の高齢化による人手不足 【成果】 [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出沒時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	森林環境の改善
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・南下対策を推進し、大山群、子易群の行動域への侵入を防ぐ ・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲計画数】 11 頭 [捕獲方法]はこわな、麻酔銃、（銃器） 厚木市と連携して捕獲を実施
	追い上げ	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員による追払い活動及び行動域調査 ・組織的追い払いの実施（大山地区：大山・子易、高部屋地区：日向、上粕屋） ・行動域の南下を防ぐ追い上げの実施 [厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・猪山作業道、薬師林道方面へ向けた追い上げ
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ヤギの放牧による緩衝帯整備の実施 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 [厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 [厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への柵設置にかかる費用の一部補助
	広域防護柵	[厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	追い払い	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施する追い払いへの支援。 ・自衛組織の追加設置（大山地区・日向地区） [厚木市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・地区追い払い隊による追い払い ・地域住民による追い払いへの支援
	その他	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・携帯メールによるサルの位置情報提供
(4) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・農林整備担当や関係機関、関係団体との連携により森林整備を進める
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村で協力を図る

平成 30 年度大山群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度）
(1) 目標頭数	・平成31年度末までに群れを除去する	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・秦野市大根地区の利用減少

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	秦野市：東、本町、大根、鶴巻地区 伊勢原市：大山、子易、三ノ宮、坪ノ内、善波地区
(2) 頭数	31頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	秦野市：なし 伊勢原市：405千円（子易群、日向群を含む）
(4) 生活・人身被害	秦野市：0件 伊勢原市：善波地区 生活被害1件（子易群を含む） 坪ノ内地区 生活被害2件（子易群を含む）

3 主な課題

- ・246号線付近等地理的に追い払いが困難な場所がある
- ・家庭菜園や一部の農地は防護ネット等の防衛をしていない
- ・行動域の南下
- ・伊勢原市善波、坪ノ内地区での農業被害及び生活被害

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	[目的] 適正配置とするための群れの除去 [処分数] 22頭（秦野市0頭、伊勢原市22頭） [捕獲方法]はこわな、麻酔銃、銃器
	追い上げ	[追い払い隊] 秦野市4名329日（537人日）、 伊勢原市2名週3日（7、8月は週4日） [組織的追い払い]秦野市10回（子易群と合計） 伊勢原市大山地区3回
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[緩衝帯整備]伊勢原市：大山子易地区ヤギ放牧により約4,500㎡の緩衝帯を整備 [誘引物除去]秦野市：人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残渣の埋設励行、放任果樹園の管理指導、ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置 伊勢原市：未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底、野菜、果樹等残渣の埋設励行、ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底。
	農地への防護柵	伊勢原市：資材の100%補助（国：鳥獣被害総合対策整備交付金）により7か所、3,710m（比々多地区）
	追い払い	秦野市：市職員3名10回出動 伊勢原市：農家へロケット花火・バクチクの配布・実施、自衛組織への受信機・パチンコ等の貸与

	その他	[位置情報の提供] 秦野市：HP によるサル位置情報の提供 伊勢原市：追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	森林整備	伊勢原市：農林整備担当や森林所有者による管理

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【問題点】 [秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲により警戒心が強くなり、秦野市側への侵入が少なくなったことから捕獲が進まなかった ・コドモサル・ワカモノサルの捕獲がほとんど ・殺処分に係る負担が大きい ・オトナザルの箱わなでの捕獲に難航していることから、銃器・大型捕獲檻・ICT等による捕獲を検討する ・エサを盗られないようにする工夫が必要
	追い上げ	<p>【問題点】 [伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が南下傾向にあり国道246号線より南に移動することがあり、事故の発生が危惧されるとともに、追い払いが困難な場合がある行動域が南下傾向にあり国道246号線より南に滞在することがあるが、道路を横断させて北側へ追い上げることが困難 ・被害を軽減させつつ、全頭捕獲に向けて捕獲の妨げとならないような追い払いが必要
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【成果】 [秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没減少 ・サルに注意するハイカーが増えた <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農産物、収穫残渣の処分及び放任果樹の伐採等の意識が根付いてきた <p>【問題点】 [秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知進んでいない ・家庭菜園や一部の農地は防護ネット等の防衛をしていない ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進みにくい ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない ・柵等の障害物が何もないため国道246下の道路からの侵入が容易 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策未実施の未収穫農作物、放任果樹等。 ・林縁部の観光地における、ハイカー等による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界。
	農地への防護柵	<p>【成果】 [伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置農地での被害が減少 <p>【問題点】</p>

		[伊勢原市] ・侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している
	追い払い	<p>【成果】</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、追い払い、位置情報提供が可能になった <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>【問題点】</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない ・ 秦野への侵入経路が変わり、以前のような待ち伏せによる追い払いがしにくくなった。新しい経路の場合、すぐに秦野に侵入できてしまうためドローンを利用した追い払い等新たな追い払い手法を検討する必要がある ・ 地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある。 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。（追い払いの翌日には戻ってくる状況） ・ 火薬類使用による山火事発生への恐れがある ・ 追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足
(3) 生息環境整備	森林整備	<p>【成果】</p> <p>[伊勢原市]</p> <p>森林環境の改善</p>

6 実施計画

項目	内容	
(1) 事業の実施方針	群れの除去に向け捕獲を推進しつつ、行動域の南下対策（弘法山での滞在防止）を実施する	
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>[目的]適正配置とするための群れの除去</p> <p>[計画捕獲数] 13 頭(全頭)</p> <p>注)上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする</p> <p>[捕獲方法]はこわな、麻酔銃、銃器</p>
	追い上げ	<p>[追い払い隊] 秦野市：4名通年出動、329日/年(537人日)予定</p> <p>伊勢原市：追い払い隊員による追い払い活動及び行動域調査</p> <p>[組織的追い払い]秦野市、伊勢原市の連携した追い払いを実施</p> <p>秦野市：10回予定</p> <p>伊勢原市：（大山地区：大山・子易、比々多地区：三ノ宮、坪ノ内、善波）</p>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページ等を活用し、野菜残渣の適正処理や圃場の適正管理、餌付け禁止、人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・ 荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行する ・ 市民農園向けの勉強会やチラシ配布等の啓発活動をする <p>[伊勢原市]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤギの放牧による緩衝帯整備の実施 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底
	農地への防護柵	<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	追い払い	<p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイカー等による餌付けの禁止を周知徹底 ・市職員2名10回出動予定 ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる ・ドローンを利用した追い払い等新たな追い払い方法の導入を検討する ・弘法山での滞在を防止する <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施する追い払いへの支援 ・自衛組織の追加設置（大山地区・比々多地区）
	その他	<p>【位置情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秦野市はHPに掲載し、伊勢原市は希望者にメール配信 <p>【対策の普及】</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等を利用したサル対策を周知及び、食害を防止するためのネット等の自衛策を農家および市民農園利用者に啓蒙していく ・GISを活用する ・センサーカメラにより侵入経路を特定する
(4) 生息環境整備	森林整備	<p>【位置情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林整備担当や関係機関、関係団体との連携により森林整備を進める

平成 30 年度 丹沢湖群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
目標頭数	・平成30年度末までに群れの頭数を30頭まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
目標エリア	・大杉山方面	・大杉山方面 ・清水地区等の利用減少

2 群れの状況

項目	内容
生息域	・山北町清水地区、三保地区
頭数	・33頭（平成29年度生息状況調査による）
農業被害	・山北町282千円（12月末現在）
生活・人身被害	・1件ハナレザルによる人家侵入（12月末現在）

3 主な課題

- ・個体数の増加
- ・清水地区等での農業被害

4 前年度実績

項目	内容	
群れ管理	個体数管理	・なし
	追い上げ	・なし
被害防除対策	集落環境整備	・農家等に農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等の啓発
	農地への防護柵	・山北町：私設柵の資材購入費補助 ・J A 西湘：電気柵購入費の支援 ・モデル圃場に設置した電気柵の効果を農家等に啓発等
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・町民向け野猿対策講習会の開催 ・住民へ煙火を配布（駆逐用煙火も含むが上記講習会受講者のみ）
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・観光客等への餌付け禁止看板の設置 ・町広報等で被害届出書提出の促進と被害実態の把握
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

項目	内容	
群れ管理	個体数管理	・なし
	追い上げ	・なし
被害防除対策	集落環境整備	・なし
	農地への防護柵	・私設柵の設置が継続的に伸びている ・柵設置農地の被害軽減 ・モデル圃場での電気柵効果あり、町広報誌により農家へ周知
	広域防護柵	・なし

	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・煙火講習会開催により町民の鳥獣害対策意識の向上 ・追い払い者の高齢化による人手不足 ・ロケット花火の効果が落ちてきている
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・サルが頻繁に出没する地域住民の防除意識の希薄化と被害届による実態が得られない
生息環境整備	森林整備	・なし

6 実施計画

項目		内容
事業の実施方針		・個体数管理を重点的に実施
群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模とするための群れの縮小 捕獲計画数 5頭 (コドモ・アカンボウ) (箱わなによる捕獲)
	追い上げ	・山北町市街地への南下防止に向けた追い上げ方法の検討
被害防除対策	集落環境整備	・農家等に農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等の啓発
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・山北町：私設柵の資材購入費補助と農家への継続的指導 ・J A 西湘：電気柵購入費の支援 ・モデル圃場における電気柵の効果の農家への周知
	広域防護柵	・なし
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・煙火講習会の開催 ・住民へ煙火を配布 (駆逐用煙火も含むが上記講習会受講者のみ)
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客への餌付け禁止の周知 ・被害実態の把握継続
生息環境整備	森林整備	・なし

平成 30 年度 K 1 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れの頭数を70頭程度まで縮小	・群れの頭数を80頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・県境方面	・県境方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市佐野川地区 ・山梨県上野原市 ・主な生息域は山梨県上野原市を利用している
(2) 頭数	・89頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市125千円（K3群、K4群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市5件

3 主な課題

「隣接都県との管理及び捕獲方法の統一」、 「個体数の増加により群れの分裂が危惧される」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・13【9】頭（【】は上野原市による捕獲数で内数）
	追い上げ [相模原市] ・委託業者による追い払い2名192日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵 【設置費用一部補助】 ・相模原市1件
	広域防護柵 ・維持管理
	追い払い [相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	加害個体捕獲 その他 [相模原市] ・JA津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備 ・相模原市7.42ha
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目	内容
----	----

(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [相模原市] ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いため、効率的なわな捕獲が困難 ・山梨県が実施している銃器捕獲により、群れの分裂や発信器装着個体の捕獲が危惧される
	追い上げ	【成果】 [相模原市] ・市内利用日数が減少した（192日のうち、159日は市外） 【問題点】 [相模原市] ・追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【成果】 [相模原市] ・防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・高齢化等により自主防衛組織の設置が困難な地域がある
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 [相模原市] ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 ・9頭
	追い上げ	・県境方面への追い上げ [相模原市] ・委託業者による追い払い ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	[相模原市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置費用の一部補助 ・防護柵の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林整備等による森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・関係都県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度 K 2 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れを除去	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・なし	・小仏山地（県境方面）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市中沢地区、三井地区、与瀬地区、小原地区、千木良地区、若柳地区、寸沢嵐地区、吉野地区 ・東京都八王子市 ・主な生息域は相模原市緑区三井地区、小原地区、千木良地区、若柳地区、寸沢嵐地区を利用している
(2) 頭数	・49頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市255千円（ダムサイト分裂群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市9件

3 主な課題

「はこわなへの警戒心が強く、個体数管理が困難」、「人身被害発生の危惧」

4 前年度実績

項目	内容												
(1) 群れ管理	<table border="1"> <tr> <td>個体数管理</td> <td> 【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・14頭 </td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td> [相模原市] ・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日 </td> </tr> </table>	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・14頭	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日								
	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・14頭											
追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い2名222日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日												
(2) 被害防除対策	<table border="1"> <tr> <td>集落環境整備</td> <td> [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・千木良地区鳥獣等被害対策協議会による刈払いの実施及び竹林の伐採 ・環境診断の実施 </td> </tr> <tr> <td>農地への防護柵</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域防護柵</td> <td>・維持管理</td> </tr> <tr> <td>追い払い</td> <td> [相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布 </td> </tr> <tr> <td>加害個体捕獲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> [相模原市] ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導 </td> </tr> </table>	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・千木良地区鳥獣等被害対策協議会による刈払いの実施及び竹林の伐採 ・環境診断の実施	農地への防護柵		広域防護柵	・維持管理	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布	加害個体捕獲		その他	[相模原市] ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・千木良地区鳥獣等被害対策協議会による刈払いの実施及び竹林の伐採 ・環境診断の実施											
	農地への防護柵												
	広域防護柵	・維持管理											
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布											
	加害個体捕獲												
その他	[相模原市] ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導												
(3) 生息環境整備	<table border="1"> <tr> <td>森林整備</td> <td>・水源林整備等による森林整備</td> </tr> </table>	森林整備	・水源林整備等による森林整備										
森林整備	・水源林整備等による森林整備												
(4) その他													

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [相模原市] ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い為、効率的なわな捕獲が困難 ・東京県が実施している銃器捕獲により、群れの分裂や発信器装着個体の捕獲が危惧される
	追い上げ	【問題点】 [相模原市] ・追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] ・防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] ・動物駆逐用煙火の爆音に対する苦情 ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 [相模原市] ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・平成 33 年度末に群れを除去するため、今年度は 30 頭程度まで群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・20 頭 注) 上記頭数の他、出生等により増加した頭数も対象とする。
	追い上げ	・小仏山地（県境方面）への追い上げ [相模原市] ・委託業者による追い払い ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 ・ 地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置費用の一部補助 ・ 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係都県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度 K 3 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第 4 次計画期間）	目標（平成 30 年度末）
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れの頭数を 50 頭まで縮小	・群れの頭数を 60 頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・鷹取山～県境方面	・鷹取山～県境方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市佐野川地区、小淵地区、澤井地区、吉野地区 ・山梨県上野原市 ・主な生息域は山梨県上野原市、相模原市澤井地区を利用している
(2) 頭数	・83 頭（平成 29 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市 338 千円（K 1 群、K 4 群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市 9 件

3 主な課題

「隣接都県との管理及び捕獲方法の統一」、 「個体数の増加により群れの分裂が危惧される」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・18【1】頭（【】は上野原市の捕獲数で内数）
	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2 名 192 日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導 2 名 58 日
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	【設置費用一部補助】 ・相模原市 1 件
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市 9.72ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いこと、効率的なわな捕獲が困難 ・ 山梨県が実施している銃器捕獲により、群れの分裂や発信器装着個体の捕獲が危惧される
	追い上げ	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・ 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・ 高齢化等により自主防衛組織の設置が困難な地域がある
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目	内容
----	----

(1) 事業の実施方針		・ 個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・ 適正規模とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 ・ 25 頭
	追い上げ	・ 鷹取山～県境方面への追い上げ [相模原市] ・ 委託業者による追い払い ・ 農業者等による追い払い ・ 専門業者による指導
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	[相模原市] ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発
	農地への防護柵	[相模原市] ・ 防護柵設置費用の一部補助 ・ 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] ・ 住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	その他	[相模原市] ・ J A 津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境 整備	森林整備	・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		・ 関係都県及び関係市町村で協力を図る

平成 30 年度 K 4 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・平成33年度末までに群れの頭数を30頭程度まで縮小	・群れの頭数を30頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・和田峠、陣馬山（県境方面）	・和田峠、陣馬山（県境方面）

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市佐野川地区、澤井地区 ・主な生息域は、相模原市佐野川地区を利用している
(2) 頭数	・61頭（平成29年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市125千円（K1群、K3群も含む）
(4) 生活・人身被害	・相模原市6件

3 主な課題

「捕獲実施場所の確保が困難」、「個体数の増加により群れの分裂が危惧される」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・8頭
	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い2名192日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名58日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市] ・JA津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	・相模原市9.72ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [相模原市]

		<ul style="list-style-type: none"> 急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いこと、効率的なわな捕獲が困難
	追い上げ	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 高齢化等により自主防衛組織の設置困難な地域がある
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> 個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> 適正規模とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 <ul style="list-style-type: none"> 20頭
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> 和田峠、陣馬山（県境方面）への追い上げ [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 委託業者による追い払い 農業者等による追い払い 専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発 地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 防護柵設置費用の一部補助 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> 住民へ煙火等の追い払い物品を配布 組織的な追い払い実施の啓発
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> J A津久井郡への位置情報の提供 専門業者による農業者等への指導

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源林整備等による森林整備
(5) その他		

平成 30 年度恩方群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	目標（第4次計画期間）	目標（平成30年度末）
(1) 目標頭数	・市域への出没頻度が低いため、目標頭数が設定できない	・市域への出没頻度が低いため、目標頭数が設定できない
(2) 目標エリア	・県境方面	・県境方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市千木良地区、小原地区、澤井地区、佐野川地区 ・東京都八王子市 ・主な生息域は東京都八王子市を利用している
(2) 頭数	・80頭（平成28年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	
(4) 生活・人身被害	

3 主な課題

「隣接都県との管理及び捕獲方法の統一」、 「個体数の増加により群れの分裂が危惧される」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小
	追い上げ	[相模原市] ・委託業者による追い払い2名 192日 ・農業者等による追い払い ・専門業者による指導2名 58日
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	
	広域防護柵	・維持管理
	追い払い	[相模原市] ・住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市] ・J A津久井郡への位置情報の提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	・相模原市 7.42ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [相模原市] ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いこと、効率的なわな捕獲が困難
	追い上げ	【成果】 [相模原市] ・市内利用日数が減少した 【問題点】 [相模原市]

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い用具へ馴れてしまい、追い払ってもすぐに出没してしまう
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・ 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・ 高齢化等により自主防衛組織の設置が困難な地域がある
	加害個体捕獲 その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

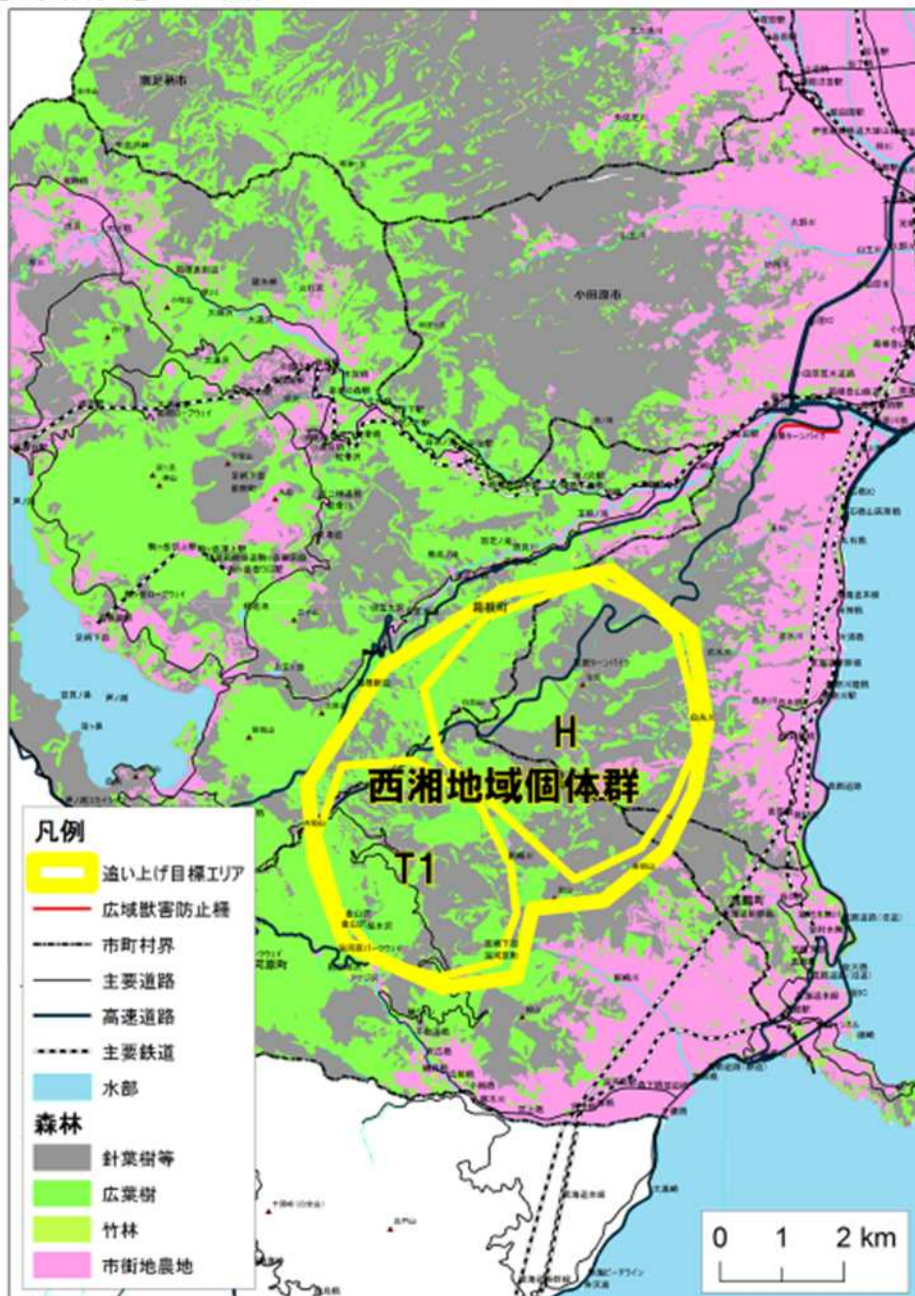
6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都からの南下を防ぐため、県境方面へ追い上げる
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正規模とするための群れの縮小 【捕獲計画数】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0頭
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県境方面への追い上げ [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による追い払い ・ 農業者等による追い払い ・ 専門業者による指導
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置費用の一部補助 ・ 防護柵の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民へ煙火等の追い払い物品を配布
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ J A 津久井郡への位置情報の提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係都県及び関係市町村で協力を図る

参考資料

1 第4次計画終了時点での追い上げ目標エリア想定図

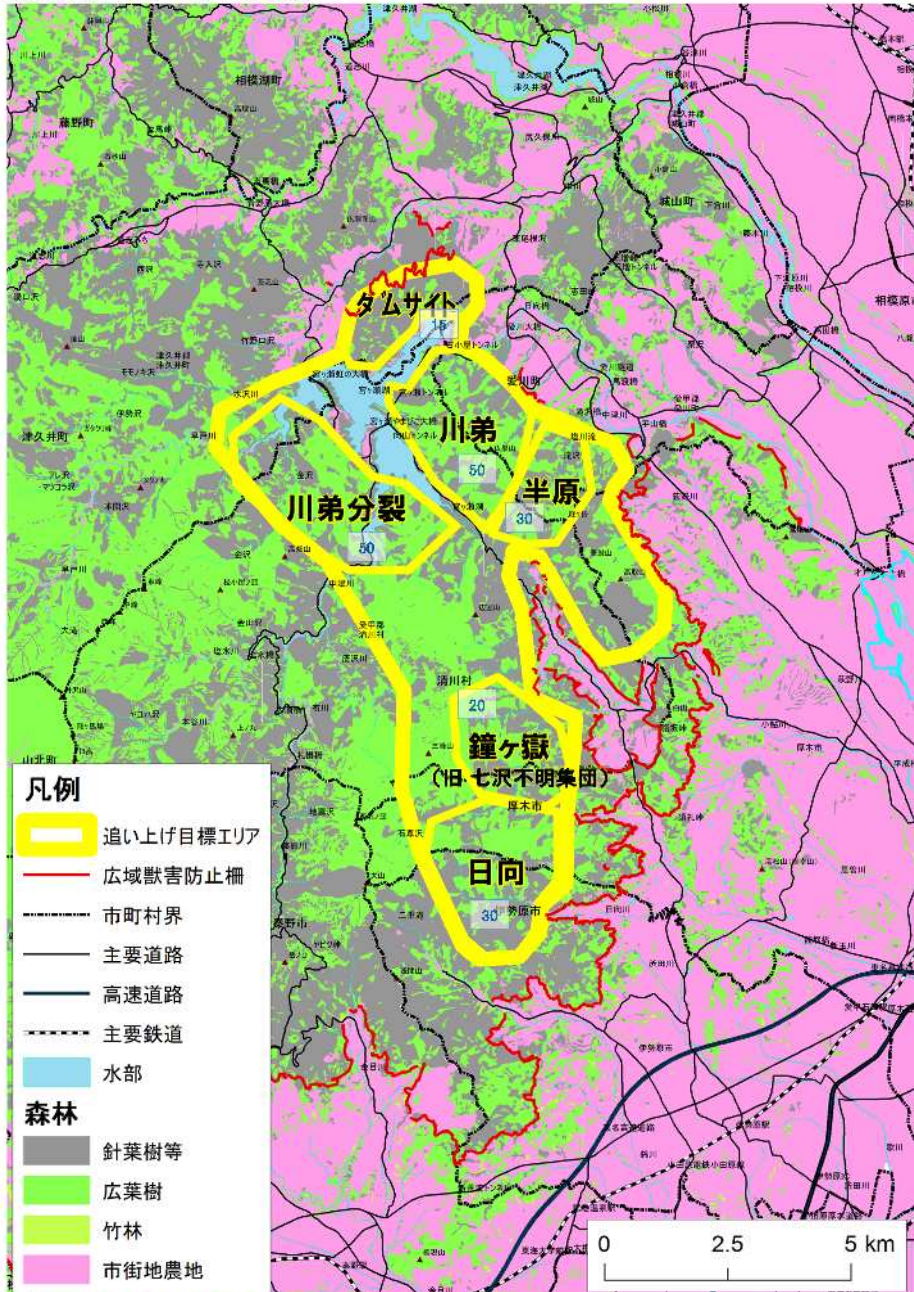
西湘地域個体群 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

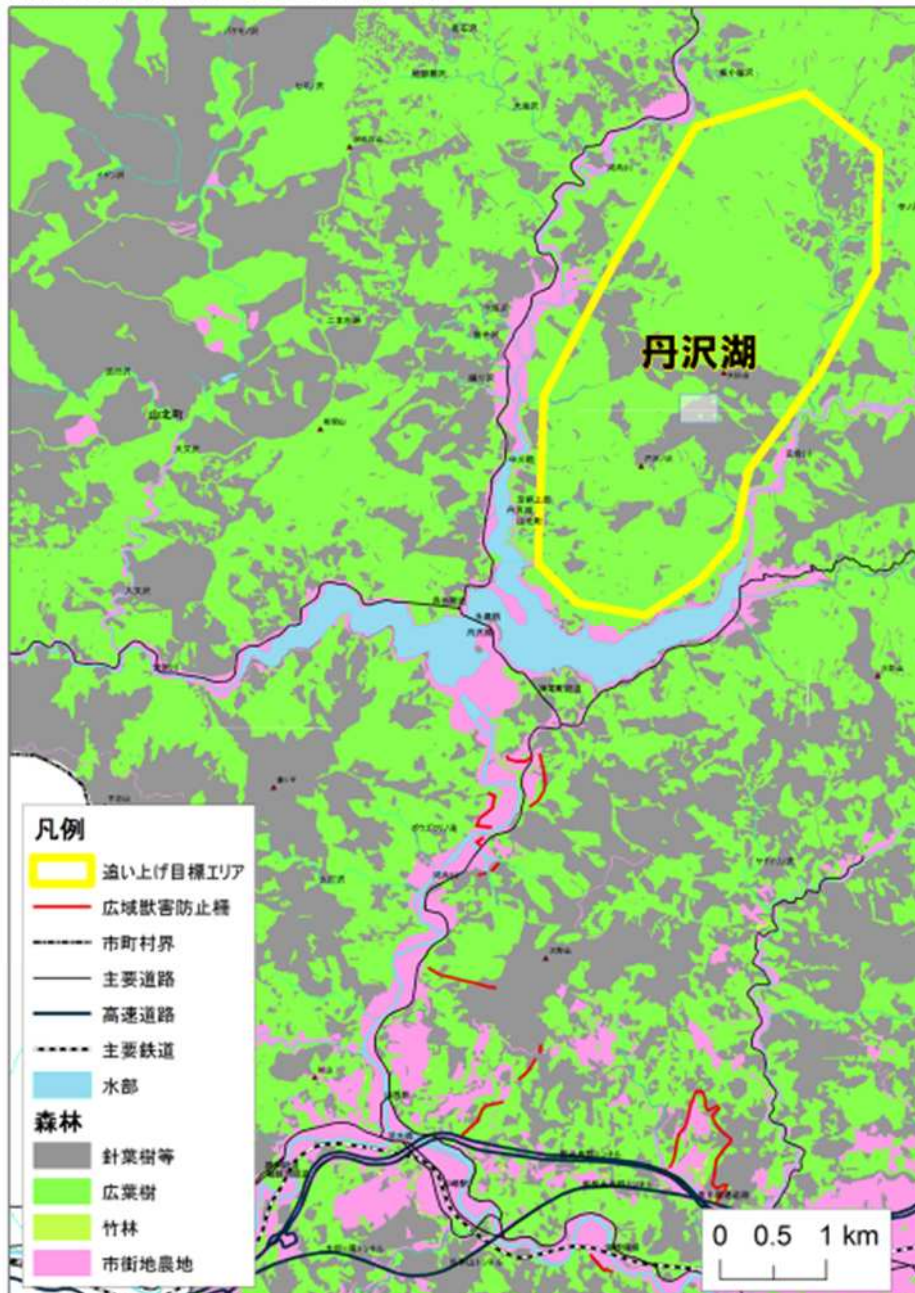
丹沢地域個体群 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

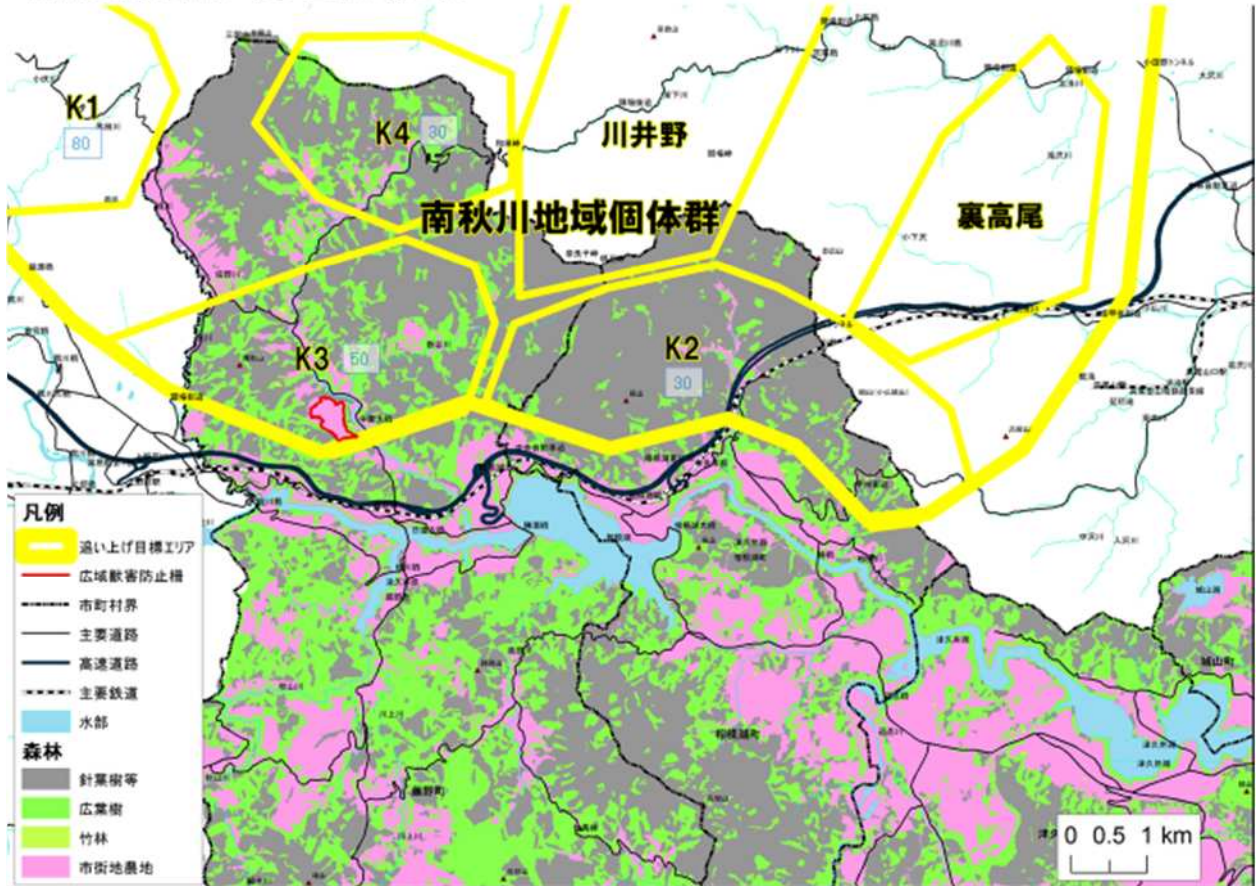
丹沢地域個体群(丹沢湖群) 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

南秋川地域個体群 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

3 市町村別追い払い実施結果

表 1 市町村別追い払い実施結果

地域 個体 群名	市町村名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(速報)
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5	6	12	4	2
	小田原市 ※2	S、H	365	365	365	365	365	365	365	365	366	365	275
			(2149.5h)	(2133.5h)	(2826h)	(2685h)	(2363h)	(2121h)	(1537h)	(3127h)	(2350h)	(2423h)	(1524.5h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189	245	251	244	185
	真鶴町	T1、H	88	119	88	114	29	84	70	76	78	42	29
	湯河原町	T1、P1	79	193	216	366	263	275	222	231	298	270	203
	計		632	744	1,230	1,355	1,580	1,491	851	923	1,005	925	694
			(2149.5h)	(2133.5h)	(2826h)	(2685h)	(2363h)	(2121h)	(1537h)	(3127h)	(2350h)	(2350h)	(1524.5h)
丹沢	相模原市	ダム沖、ダム 沖分裂、川 弟分裂	198	309	413	674	591	660	391	747	741	766	668
	厚木市	鷲尾、経ヶ 岳、煤ヶ 谷、日向、 半原、鍾ヶ 嶽、片原、 高森集団	305	311	964	1,605	918	608	1,632	1,598	1,472	1,127	809
	愛川町	ダムサイ ト、川弟、 鷲尾、半原	157	210	282	247	189	323	249	245	252	255	460
	清川村	煤ヶ谷、片 原、川弟、 川弟分裂	63	54	91	89	73	51	118	213	317	308	266
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、子易	40	134	160	154	350	464	468	702	720	389	349
	伊勢原市	大山、日 向、子易、 煤ヶ谷、高 森集団	204	210	210	348	199	184	419	450	515	566	417
	計		967	1,228	2,120	3,117	2,320	2,290	3,277	3,955	4,017	3,421	2,969
南 秋川	旧相模湖町	K1、K 2、K3、 K4	144	187	362	300	465	1,116	504	998	1,265	1,443	990
	旧藤野町	180	237	283	326	523							
		計		324	424	645	626	988	1,116	504	998	1,265	1,443
	合計		1,923	2,396	3,995	5,098	4,888	4,897	4,632	5,876	6,287	5,789	4,653
			(2149.5h)	(2133.5h)	(2826h)	(2685h)	(2685h)	(2121h)	(1537h)	(3127h)	(2350h)	(2423h)	(2350h)

注1) 平成29年12月までの速報値

注2) 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数合計

注3) 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会(旧サル対策協議会)による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載

4 年度別捕獲数

(1) 加害個体捕獲

表2 加害個体捕獲数の推移

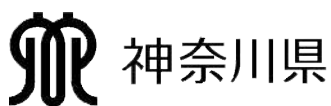
地域 個体 群名	群れ名	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西湘	S	捕獲数							1	3	2		
		放獣数	1	1			2		3	11	4	6	
	H	捕獲数		3			1						
		放獣数			3								
	P 1	捕獲数	2	1									
		放獣数	1		1								
T 1	捕獲数				2								
	放獣数				3								
ハナレ ザル	捕獲数	4	1	1			1						
	放獣数			1			2						
丹沢	ダム サイト	捕獲数			5								
		放獣数			3								
	川弟	捕獲数				1							
		放獣数											
	日向	捕獲数									1		
		放獣数											
	片原	捕獲数						2					
		放獣数						1					
子易	捕獲数			3									
	放獣数			3									
高森 集団	捕獲数			1	2	3							
	放獣数			4	1								
ハナレ ザル	捕獲数		1				1		1	2			
	放獣数												
南 秋川	K 2	捕獲数											
		放獣数			4								
	K 3	捕獲数			0	1	2						
		放獣数				1	3						
K 4	捕獲数			0	1	1							
	放獣数												
不明	捕獲数		1	2									
	放獣数												
計	捕獲数	6	7	14	5	7	4	1	4	5	0	0	
	放獣数	2	1	22	2	5	3	3	11	4	6	0	

(2) 個体数調整

表3 個体数調整捕獲数の推移

地域個体群名	群れ名	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
西湘	S	捕獲数											15(2)		
		放獣数												6	
		計画数												18	
	H	捕獲数								0	4	2	5	10(1)	
		放獣数										2		3	
		計画数								19	16	7	8	15	
	P1	捕獲数													
		放獣数													
		計画数				4	4	7						-	
	T1	捕獲数							2		1	2	4	3	
		放獣数						1	2	2	1	3	9		
		計画数				4	8	14	15	20	5	7	8		
丹沢	ダムサイト	捕獲数				6									
		放獣数				1									
		計画数				10									
	ダムサイト分裂	捕獲数							3	3	6	1	2	2	
		放獣数							1					1	
		計画数					7	35	25	19	20	15	20		
	川弟分裂	捕獲数						3	2					1	
		放獣数						2	6						
		計画数					10	51	59	59	64	63	20		
	川弟	捕獲数												0	
		放獣数													
		計画数												11	
	経ヶ岳	捕獲数	3	8	10	9	10	25	10	10	22	5	22(1)		
		放獣数	1	4	1	2		2	47	16	1	1	1	1	
		計画数	10	10	10	15	20	25	17	10	30	5	21		
	鳶尾	捕獲数	12	40	30	24	26	50	21	49	20	25	41		
		放獣数	2	9	11	4	12	21	20	33			2		
		計画数	30	40	30	40	30	50	49	60	55	25	46		
	煤ヶ谷	捕獲数				5	9	10	9	8	12	10	20(3)		
		放獣数				2	4	5	7	24					
		計画数				10	10	10	22	10	23	10	18		
	鐘ヶ嶽	捕獲数											8	[2]	
		放獣数											2	1	
		計画数											26	-	
	日向	捕獲数								20	13	15	8		
		放獣数								20	10	13			
		計画数								20	13	15	16		
	高森	捕獲数									1			0	
		放獣数													
		計画数							3	5	3			3	
	大山	捕獲数									10	11	15	22	
		放獣数									10	7	7	1	
		計画数									10	12	15	32	
	子易	捕獲数							4	10	8		3	13[1]	
		放獣数									2				
		計画数							20	23	16	13	11	10	
	片原	捕獲数								4	8	3	6	6(1)	
		放獣数													
		計画数								25	31	26	24	16	
	半原	捕獲数											5	0	
		放獣数												1	
		計画数								20	23	22	36	3	
	丹沢湖	捕獲数												(1)	
		放獣数													
		計画数												-	
	南秋川	K1	捕獲数		4		5		2	1	2	1		13【9】	
			放獣数		2	2									
			計画数		20	20	20	20	10	30	10	10	10	18	
K2		捕獲数				3	1	3	7	20	6	19	14		
		放獣数				2		1		5					
		計画数				10	20	10	20	20	30	30	20		
K3		捕獲数						6	8	12	9	14	18【1】		
		放獣数						1		7	2	2	1		
		計画数						10	20	20	25	30	25		
K4		捕獲数						3		10	1	3	8		
		放獣数						5		10	1	2	1		
		計画数						10	10	10	20	20	10		
恩方		捕獲数						3		10	1			-	
		放獣数						5		10	1				
		計画数						10	10	10	20	81		-	
計	捕獲数	15	48	40	47	49	111	72	177	103	139	218(22)			
	放獣数	3	15	14	11	19	49	76	138	27	38	16			
	計画数	40	70	60	113	129	265	369	367	398	431	330			

注) H29 捕獲数の()は交通事故死および自然死、[]は平成28年度許可による捕獲数、【 】は上野原市の捕獲数ですべて内数。子易群は出生等により増加した分の捕獲も含め、13頭捕獲した。



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045(210)1111 (代表)